

6

産業の振興・活性化

第1節 農林業の振興

- (1) 農業の担い手の育成と農林産物の生産振興、販売力の強化
- (2) 農林産物の安全確保と食と農の理解促進
- (3) 地域農業の維持と農村機能の保全と発揮
- (4) 森林の保全、利活用と林業生産条件の整備

第2節 工業の振興

- (1) 経営基盤の安定化
- (2) 異業種間交流の促進
- (3) ものづくり中小企業のネットワーク化の促進
- (4) 企業立地基盤の整備
- (5) 環境と調和した工業地の整備促進

第3節 商業の振興

- (1) 中心市街地の活性化と活力ある商業地の再生
- (2) 経営近代化の支援
- (3) 商業基盤の整備
- (4) 商業活動の推進
- (5) 商業活動のネットワーク化

第4節 観光資源の連携強化

- (1) 観光基本計画の推進
- (2) 温泉街の振興
- (3) 一体的な観光宣伝と観光ルートづくりの推進
- (4) 観光施設の充実
- (5) 交流交通の促進

第5節 新たな観光資源の開発

- (1) 地域資源の活用と再発見
- (2) 観光農業の推進
- (3) 県と連携した外国人観光客誘致の促進

第6節 勤労者対策の充実

- (1) 就業機会の充実
- (2) 相談事業の充実
- (3) 福利厚生 of 充実

農林業の振興

現況と課題

農業就労者は、年々高齢化の一途を辿っており、零細農家及び兼業農家の離農により農地の遊休農地化が進んでいます。専業農家でも、担い手が不足し、農業の継続が出来ず離農する農家もあり農家人口が減少しています。そのため、遊休農地が増え、地域農業の生産性を阻害したり、有害鳥獣による農作物への被害が発生し、生態系の棲み分けが無くなり、自然環境が荒廃しています。

また、林業家の高齢化、就労者の減少により、山林の荒廃が進んでいますが、二酸化炭素の排出による地球温暖化が進行するなか、森林機能の維持や、森林整備による資源の有効活用が求められています。

最近の安全志向や東京電力福島第1原子力発電所の事故などの影響により、農畜産物に対して敏感な消費者がいて、健康被害への不安解消が望まれています。そのため、体に優しい農畜産物の生産が求められています。農業生産に意欲のある農業者を、経営類型別に一定規模の水準を確保し生産性を高めるために、認定農業者*1を確保する必要があります。

また、就農者の高齢化による耕作放棄地が原野化し、再生不可能な農地となることを防止するために認定農業者への農地の流動化を図り、土地利用型農業を推進する必要があります。

新たな農業の取り組みとしては、体に優しい農産物を独自の栽培方法を採用入れ、他の生産地と差別化し、ブランド化による収益の向上を図ることが必要です。また、放置された竹林の整備と竹炭をはじめとする副産物の活用を図ることが求められています。

適正な農地の確保、活用のため、農地の荒廃を防ぎ、有害鳥獣害を抑制するため、遊休農地を解消し被害を防止することが必要です。

本市は豊かな山林に囲まれており、計画的に森林を整備し、健全な森林づくりが求められています。そのため、伐採後の木材の森林内放置を防止し、素材の有効活用を図る必要があります。

こうした取り組みを総合的に実施するため、農林業生産基盤の整備を図る必要があります。

また、伊香保、小野上、子持、赤城地区の鳥獣保護区に指定されている区域などではイノシシなどの有害鳥獣が多く繁殖しているものと懸念され、特に耕作地、樹園地などで農林作物被害が多発しているため、被害防止が求められています。

市民意識調査

農業振興を軸とした、就農支援などにより人口増加を図ってほしい。

施策評価の結果

食の安全確保や本市独自ブランドの確立を図るため、選別農薬農法や竹炭利用による農作物の栽培及び販路の確保の可能性についての調査、研究を行う必要があります。また、安定的な農林業経営のために土地改良事業や農道、林道の整備等による生産基盤を整備するとともに、担い手の育成と、認定農業者等へ農地の利用集積を推進する必要があります。

基本方針

安定的な農林業経営のため農林業生産基盤の整備を図るとともに、担い手の育成と、認定農業者などへ農地の利用集積や山林の整備を推進します。また、食の安全確保や本市独自ブランドの確立を図るため、選別農薬農法や竹炭利用による農作物の栽培と消費者への提供を進めます。

施策の展開

(1) 農業の担い手の育成と農林産物の生産振興、販売力の強化

認定農業者を中心とした個別経営体や組織経営体^{*2}、法人経営などへの支援により農業の魅力をアピールすることで、新規就農者の増加に努め、農業所得の向上を目指し農業の振興を図ります。また、新たに本市の独自の農畜産物の生産振興を図り、高付加価値化を推進するとともに、グリーンツーリズムなどにより、観光資源としての活用を図ります。

(2) 農林産物の安全確保と食と農の理解促進

農林産物の安全性の確保により消費者の安心度を深めつつ、消費者ニーズを把握した地産地消の推進、選別農薬農法や竹炭利用による農産物農業のブランド化を図ります。また、循環型農業^{*3}や環境負荷を軽減した農業の実践を推進します。

農畜産物や土壌の放射性物質の対策については、その吸収抑制対策を推進し、その低減に努めます。

(3) 地域農業の維持と農村機能の保全と発揮

地域農業の維持、強化による地域農産物の生産振興を図り、基盤の整備などにより、耕地、農業用水、農道などの保全整備、確保に努めるとともに新規就農者に活動しやすい農村環境の整備を推進します。

(4) 森林の保全、利活用と林業生産条件の整備

森林整備計画の見直しにより、森林自然環境の保全とその利活用に努めるとともに、環境にやさしい森林整備を図ります。また、森林病虫害の防除対策や野生鳥獣との共存共生に配慮した被害防止対策を推進します。

林業後継者や従事者の育成確保により、林道、作業道の整備を充実し、維持管理の合理化を図ります。また、間伐、造林、保育などの森林施業の共同化を促進し、事業の効率化に努めます。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
認定農業者数	243人	260人
認定農業者への農地集積率 （農地集積面積）	702 ha	680 ha

*1 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画が、基準（①市町村基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的で総合的な利用を図るために適切であること）に適合するとして、市町村から認定を受けた農業者のことです。

*2 個別経営体・組織経営体：個人（一世帯）単位の経営体と、法人化していない経営体のことです。

*3 循環型農業：自然の恵みによりもたらされる持続的で再生可能な有機性資源（わら類、収穫残さ、剪定枝、家畜排泄物、生ゴミ、林地残材など）を堆肥化により土づくりに有効利用するなど、資源の循環利用を促進する農業形態のことです。

現況と課題

本市の工業は、豊富な水資源を利用した鉄鋼、化学などの重化学工業製品の工場が発達し、関越自動車道の開通後は、飲料、食料品関係企業の進出もあり、これらの製造品出荷額の全体における割合が高くなっていますが、本市の工業を構成する企業の大半が中小企業であることから、経営基盤が弱く、経済情勢の変化の影響を受けやすい状況にあります。

また、中小企業のネットワークづくりのための研修も実施していますが、新たに企業の創業・起業に対する支援については情報提供が不足している状態です。

企業誘致を推進するための有馬企業団地には3区画の未分譲地があり、県と連携しながら販売活動をしていますが、完売には至っていません。理由として、価格・場所などが考えられますが、今後は、県との連携や企業へのPRを強化して完売を目指します。

有馬企業団地以外の地域にも、県及び関係団体の主体的な取り組みを促すことにより、新たな企業誘致に適した土地の確保や誘致活動の促進を図る必要があります。

中小企業の経営の安定化のためには、1社での企業努力では難しい部分がありますので、企業の求めている情報の提供などによる支援を行う必要があります。そのため、事業者間の交流連携と経営者などの意見・情報を図ることを目的に、異業種間交流会を年1回程度開催していますが、今後更なる活用を図る必要があります。

企業の創業・企業に対しては新たな支援策を調査検討するため、県などの関係機関と連携を強化する必要があります。



渋川の工業地域

施策評価の結果

中小企業の活性化支援と企業の創業支援を図ると共に、企業誘致に向けた立地基盤の調査研究を行う必要があります。また、立地適地への企業誘致を促進するため、県や平成23年度に設立された群馬県バックアップ機能誘致協議会*1等と連携を図りながら企業誘致を図る必要があります。

基本方針

中小企業の活性化支援と企業の創業支援を図りながら、関係機関と連携した企業誘致を図ります。また、環境に配慮した企業立地基盤の整備に努めます。

施策の展開

(1) 経営基盤の安定化

商工会議所や商工会など関係機関と連携し、中小企業の活性化や経営改善、また新たな創業に係る支援についての施策を推進します。また、企業の経営基盤安定化支援のため、各種制度融資の普及、充実など、金融機関などの関係機関とも連携して取り組みます。

(2) 異業種間交流の促進

新たな分野への参入や起業の検討や製品開発、販路開拓などを進めるため、県をはじめとした関係機関から協力を得て、経営者や技術者などの研修会を行い、必要となる情報の提供に努めます。また、企業と研究機関の連携が期待できる、産学官連携による交流活動を促進します。

(3) ものづくり中小企業のネットワーク化の促進

優れた技術を有する中小企業に対して、経営基盤安定のために、ものづくり基盤技術の高度化や研究開発支援などに役立つための国や県の制度の情報提供を進めます。また、知的財産対策、販路開拓などを支援するため、関係機関との交流の促進を図ります。

(4) 企業立地基盤の整備

企業誘致に適した立地の確保及び総合的な企業立地基盤の整備の促進を県及び関係機関に要望するとともに、本市のPR活動を積極的に展開し、企業誘致を進めます。

(5) 環境と調和した工業地の整備促進

環境に不適合な既存工場・施設の改善や緑化により環境と調和した工業地の整備を促進します。また、周辺環境の保全や緑地の確保に配慮しながら、新たな企業立地を整備します。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
製造品出荷額	2,118億円	2,230億円

* 1 群馬県バックアップ機能誘致協議会：首都直下型地震への対応のため、企業や行政のバックアップ機能を誘致することを目的として群馬県の呼びかけで設立されたものです。

現況と課題

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目標に平成20年度に策定した渋川市中心市街地活性化プランにより各施策（16施策）を平成21年度から市民や商業者と協働で取り組んでいます。

この渋川市中心市街地活性化プランは事業開始から3年が経過するため各施策を見直し、今後はより効果のある施策、事業を実施する必要があります。

歴史的な円高や東日本大震災の影響で先行きの見えない経済状況が続く中、中小企業者の資金調達を支援するため、季節資金融資の受付期間の延長や小口資金融資の利率の引き下げを実施することで、制度融資の利用者が増加しています。

平成23年度に小口資金の利率引き下げを実施したところ、借換えなどによる件数が増加しているため、受付期間の変更や審査方法などの見直しが必要となっています。

市内全域において、商業施設までの移動が困難な、買物弱者の問題が発生していますが、その要因の一つに小売店の減少などが上げられることから、商業施策としての対応が必要となっています。そのため、買物支援バスの試行（赤城地区・古巻地内）、買物環境調査（小売店・市民対象）を実施するとともに、宅配業者のマップなどの作成・配布準備を進めています。

買物弱者対策については、ほとんどが高齢者、障害者のため、福祉施策との関連もあることから、関係団体、関係所属との調整を図りながら進めていく必要があります。



J R 渋川駅前の歩行者天国

市民意識調査

まちの中心街が寂れてしまっている。活力があるように感じられない。

施策評価の結果

中心市街地活性化プランの実施により賑わいを創出すると共に、商工会議所・商工会と連携し、また地場産業のネットワーク化を図る必要があります。更に、中心市街地以外については、新たな事業による振興策を検討する必要があります。

基本方針

中心市街地活性化プランの実施により賑わいを創出するため、商工会議所・商工会と連携し、地場産業のネットワーク化を図ります。また、交通アクセスの変更などに伴い中心市街地以外について新たな事業による振興策を検討します。

施策の展開

(1) 中心市街地の活性化と活力ある商業地の再生

都市拠点として位置付けられるJR 渋川駅周辺の中心市街地については中心市街地活性化プランによる各施策を実施して賑わいのあるまちづくりを推進します。また、ネイブルスクエアの活用についても関係機関と連携し、賑わいの創出に役立つ事業を推進します。

(2) 経営近代化の支援

商工会議所や商工会といった商工関係団体との連携強化に努め、社会状況の変化に対応した経営指導を行い、将来的には自力による経営安定化を目指すための融資制度の充実を図ります。

(3) 商業基盤の整備

区画整理事業の完成により、既存商業地域内における居住機能の向上を図りつつ、駐車場整備などにより来街者の利便性を向上させた、総合的な都市機能の回復や充実に努めます。

(4) 商業活動の推進

地元消費拡大の促進や、新たな商品開発、商業イベントなどに対する支援制度を、社会ニーズに合わせて随時に見直すことで利用者の利便性を高めるとともに、商業活動の推進により中心市街地の賑わい創出を図ります。また、交通手段を持たない買物弱者への商品購入のサポートに努めます。

(5) 商業活動のネットワーク化

商工会議所・商工会との連携や観光や農業などの地場産業とのネットワーク化を進め、商業活動の充実を図ります。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
年間商品販売額	1,649億円	1,800億円
中心市街地活性化プランの16プロジェクトの着手件数	9件	16件

観光資源の連携強化

現況と課題

本市を訪れる観光客数は、平成21年度まで順調に増加してきましたが、平成22年度については、経済情勢が悪化した影響などもあり、その数は減少しました。

平成23年度は、東日本大震災の影響により、観光客の大幅な減少が懸念されましたが、「群馬デスティネーションキャンペーン」や「花と緑のぐんまづくり2011 in 渋川」などの大型イベントが開催されたこともあり、本市を訪れる観光客の大幅な減少を避けることができました。

これまで観光客の増加を図るため、多くの宣伝活動を行ってきましたが、本市への誘客をより増加させるためには、大規模スポーツ大会の誘致や開催なども視野に入れたスポーツと連携した新分野の開拓や、各関係施設や関係機関などとの連携強化が必要となっています。今後、長期滞在が可能な伊香保温泉と結びつけた観光施設の整備や、アルテナード*1に代表されるような観光ルートづくりができるよう、平成24年度に新たに統合された「渋川伊香保温泉観光協会」と連携しながら、伊香保温泉を核としたネットワーク化を推進する必要があります。

また、市有の温泉施設は、現在そのほとんどで指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活かした管理運営を行っています。今後は、源泉施設をはじめ温泉施設の経年劣化なども予想されることから、関係施設や関係設備の計画的な営繕が必要となります。



延伸された伊香保温泉石段

市民意識調査

- 観光地として、他県からの人が、渋川市を「活気のある街だ」と、一目見ただけでわかる、そんな、まちづくりが出来ていれば良い。
- 渋川駅がさびしすぎる(人がいない)。もうすこし人が集まりやすいものを考えてほしい。
- 白井宿のようなものが渋川駅周辺にほしい。観光振興に更に力を注いでほしい。

施策評価の結果

伊香保温泉再生事業の活用や地元の各種団体等との連携により、伊香保温泉が活気ある魅力的な温泉となるよう、まちづくりを推進する必要があります。併せて伊香保温泉を核とした市内外の観光施設のネットワーク化の充実を推進し、観光客の増加を図る必要があります。

基本方針

伊香保温泉の活気ある魅力的な温泉街づくりを進め、伊香保温泉を核とした市内外の観光施設とのネットワークや観光ルートを構築し、訪れたくなる観光地づくりを推進します。

施策の展開

(1) 観光基本計画の推進

伊香保温泉を核とした観光によるまちづくりを進めるため「観光基本計画」を着実に実施し、魅力ある観光地づくりを計画的に推進します。

(2) 温泉街の振興

本市の観光の核となる伊香保温泉が景観に配慮した魅力ある温泉となるよう、まちづくりを推進するとともに、観光客が、安全で安心して滞在できる取り組みへの支援を行います。

(3) 一体的な観光宣伝と観光ルートづくりの推進

伊香保温泉を核としつつ市域全体を観光地として捉え、一体的な宣伝活動を積極的に推進します。そのため、渋川・伊香保インターチェンジ、赤城インターチェンジ及び市内のＪＲ各駅などを利用した新たな観光ルートを設定するとともに、各種団体や企業と連携を図りながら、観光客が周遊できる魅力ある観光地づくりを推進します。また、前橋、高崎地域や吾妻、利根沼田地域との連携により、広域的な観光ルートづくりを進めます。

(4) 観光施設の充実

観光施設の利便性やサービス体制を見直し、それぞれの特長を活かしつつ、また訪れたくなるよう、施設のイメージアップを推進します。

(5) 交流交通の促進

観光客が利用する公共交通機関の利便性を図るため、ＪＲをはじめバス会社及びタクシー会社などの関連企業と協力体制の構築を図ります。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
観光客数	485万人	510万人
宿泊者数	114万人	136万人

* 1 アルテナード：日本シャンソン館から徳富蘆花記念文学館までの9kmを結ぶ県道の変称で、イタリア語のアルテ（芸術）と英語のプロムナード（散歩道）の一部を組み合わせた造語です。

新たな観光資源の開発

現況と課題

市内の魅力ある観光資源を広くPRし、リピーターの獲得を目的とした「渋川彩発見バスツアー」の実施により、地元住民に対する本市の隠れた魅力の紹介は達成されつつありますが、市外へのPRが十分ではない状態です。

また、リンゴ狩りやイチゴ狩りなどの観光農園は定着しつつありますが、こんにやくづくりやそば打ち体験などができるところはまだまだ少ない状態です。今後は、気軽に農業が体験できるしくみづくりや新たな観光資源の開発に努め、特に市外からの誘客を図りながら、リピーターの獲得を図る必要があります。



へそ踊りの香港公演

市民意識調査

渋川市は住みやすいと感じるが、豊かな自然があるのに、他の地区と比べ観光が盛んではありません。他の地区にないものをもっていると思うのでそこをアピールしていけばいいのではないのでしょうか。

施策評価の結果

伊香保温泉をはじめとする観光資源を有する本市は、以前から地元関係団体等と連携してきました。今後は、新たに開通した北関東自動車道や今後開通予定の上信自動車道を利用した新たな観光資源の開発に向けて努めていく必要があります。

基本方針

市内に数多く点在する潜在的な観光資源を再発見するとともに、既存の観光資源と結びつけたネットワーク化を推進し、新たな観光資源として、広く情報を発信いたします。

施策の展開

(1) 地域資源の活用と再発見

これまで、あまり知られていなかった各地区の四季折々の花や祭り、イベント及び文化財などを再発見し、新たに観光資源として捉え、その拡充を図るとともに、積極的な宣伝に努めます。また、景観、人材及び自然など様々な視点から、地域資源をあらためて見つめ直し、観光資源として既存の観光資源と結びつけた新たな観光ルートづくりを図ります。

(2) 観光農業の推進

市内に点在する果樹園や農産物直売所とさらに連携を深め、観光農園、農業体験の受け入れ先の確保を図ります。また、豊富な農産物の地産地消を積極的に推進します。

(3) 県と連携した外国人観光客誘致の促進

群馬県をはじめ渋川地区観光特別宣伝協議会*1や周辺自治体と連携し、外国人観光客の誘致を促進するため、宣伝活動に取り組みます。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
観光施設消費額	20,459,776千円	23,106,393千円

*1 渋川地区観光特別宣伝協議会：渋川伊香保温泉観光協会が中心となり、県行政県税事務所や農業指導センターなども参加して、民間団体や企業などとともに渋川広域圏全体の観光を広く宣伝し、誘客と産業の振興を目指すための組織のことです。

勤労者対策の充実

現況と課題

東日本大震災、円高などにより、勤労者を取り巻く環境は大変厳しい状況です。市では就業機会を充実させるために、国・県などの就業情報を市の広報紙や関係機関に設置して情報提供をしていますが、本市の雇用環境は、有効求人倍率が全国平均を下回っており、依然厳しい状況になっています。

市では、雇用の環境の充実や雇用確保のため、内職相談や労働相談を実施していますが、相談事業として実施している内職相談の企業からの求人が少なく、求職の要望に応えられない状況です。今後は、企業訪問など実施し求職依頼を実施する必要があります。労働相談も相談件数が少ないが、派遣社員など労働者の立場が弱く相談しにくい傾向にあるようです。今後は、関係機関と連携し勤労者の労働相談の充実を図る必要があります。

勤労者への福利厚生事業としては、生活資金融資や退職金共済制度などを実施していますが、利用者が少ない状況です。市中金融機関における市場の低金利が影響しているとも考えられますが、勤労者の使いやすい制度への変更を検討する必要があります。

また、勤労者施設として勤労福祉センターを設置し、勤労者の諸活動に役立たせていますが、更に利用しやすい施設環境を整える必要があります。



就業援助相談

施策評価の結果

経済情勢が上向かない中、本市の有効求人倍率は全国平均を下回った状態が続き雇用環境は厳しい状況です。ハローワーク*1や民間事業者と連携し、就業情報の提供や相談事業及び福利厚生と融資制度の啓発を引き続き実施し就業機会の充実に努める必要があります。

基本方針

ハローワークや民間事業者と連携し、就業情報の提供や相談事業及び福利厚生事業を引き続き実施し、就業機会の充実に努めます。また、若者、高齢者、女性や障害者を含めた共生社会^{*2}の実現を目指し、勤労者対策の充実に努めます。

施策の展開

(1) 就業機会の充実

若者向けの就職支援、高齢者、女性の就職促進、障害者の働ける環境づくりを確保するために、ハローワークなどの関係機関と連携を図り、就業希望者への適性職業の助言指導や雇用情報の提供や啓発に努めます。

(2) 相談事業の充実

雇用環境の厳しいなか、家計を補う内職情報などの相談事業を実施するため、商工会議所から企業に対しての内職紹介を依頼し、職の確保を図ります。

また、複雑化する雇用問題を巡るトラブルなどに対応するための相談事業を実施し、健全な雇用形態の確保を促進します。

(3) 福利厚生の充実

勤労者の生活の安定を図るため、生活資金の融資事業を実施します。また、中小企業従業員の福祉増進と雇用の安定を図るため、退職金共済制度の企業への啓発を推進します。

勤労福祉センターについては、勤労者の研修や地域の人々との交流の場としての活用を推進します。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
勤労福祉センターの利用件数	859件	900件
相談窓口の利用件数	1,156件	1,300件

*1 ハローワーク：正式名称を「公共職業安定所」という厚生労働省の行政機関です。仕事を探している人に求職情報を提供し、その仲介や、雇用保険の業務をしています。

*2 共生社会：国民一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無などにかかわらず安全に安心して暮らせる社会のことです。

7

コミュニティ・市民参加の充実

第1節 市民と行政との協働体制の確立

- (1) コミュニティ活動の促進
- (2) 市民協働体制の化率
- (3) ボランティア・NPO活動との連携

第2節 交流連携の強化と国際交流の推進

- (1) 都市、地域間交流の推進
- (2) 姉妹・友好都市などとの交流促進
- (3) 市民レベルの国際交流への支援

第3節 男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画計画の策定と推進
- (2) 男女共同参画推進施策の充実
- (3) 啓発活動の推進

第4節 人権意識の向上・平和な社会の推進

- (1) 人権相談・啓発の推進
- (2) 人権教育の推進
- (3) 平和な社会の構築

市民と行政との協働体制の確立

現況と課題

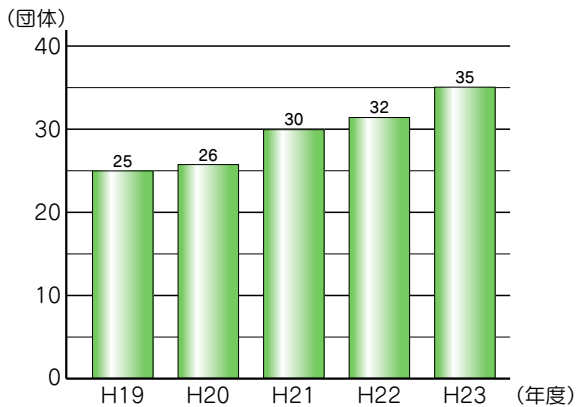
近年、市民による社会貢献活動への参加意欲が高まり、市民の間にも、地域の様々な課題を自発的な取り組みによって解決していこうという機運が広がりつつあります。

今後望まれる地域の主体性が求められる分権型社会では、市民、自治会、NPO*1、市民活動団体、事業者など多様な人々が主役となって、知恵と能力を合わせて、役割分担を明確にしながらか協力することが求められています。

このようななかで、コミュニティに関わる施策の重要性はますます高まってきており、これまで以上に「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治意識のもと、地域コミュニティ組織を中心とした、市民と行政とがそれぞれ蓄積してきた経験や実績を持ち寄り協力する、新しい体制づくりが必要となってきました。また、市民や地域のコミュニティ組織が自主的に活動できる基盤づくりを進める必要があります。

さらに、多様化する市民ニーズに対応し、市民と行政との協働体制を確立するためには、ボランティア団体・NPOが持っている専門性と専門知識を大切にしながら、行政とのパートナーシップによる、まちづくりがますます重要となってきました。

市内NPO法人数の推移



資料：市民生活課



NPO法人やボランティア団体を対象としたセミナー

市民意識調査

地域住民の意見や考えを行政に反映させるために、自治会等の身近なところで意見を聞き、集約をするような体制づくりを望みます。

施策評価の結果

市民意識の醸成を図るとともに、NPO・ボランティア支援センターが市民活動の核となるよう各種団体との連携を図る必要があります。また、地域コミュニティが自主的に活動できるよう基盤づくりをしていく必要があります。

基本方針

市民による地域に密着した自立的なまちづくり活動を支援するとともに、NPO・ボランティア支援センターが市民活動の核となるよう各種団体との連携を図ることにより、まちづくりへの市民参画を積極的に進め、市民と行政との協働体制の確立を目指します。

施策の展開

(1) コミュニティ活動の促進

コミュニティ活動を促進するため、活動の拠点となる集会施設の整備やコミュニティ活動に対し支援します。また、市民と行政とが互いに情報交換を密にし、それぞれの役割を果たしながら、住みやすい地域を目指します。

(2) 市民協働体制の確立

市民参画による協働体制を確立していくため、「自分たちのまちは自分たちでつくる」の自治意識を向上させ、市民と行政の役割分担に応じた市民参画の協働体制づくりや地域のコミュニティ組織と連携し、地域ごとに特色のあるまちづくり活動の支援を充実します。また、市民意見公募^{*2}などの手法により、広く市民の意見を反映した行政運営を推進します。

(3) ボランティア・NPO 活動との連携

NPO・ボランティア支援センターが核となり、地域づくりに貢献するボランティア団体やNPOとの連携を密にし、活動状況を的確に把握しながら、団体の自主性と主体性を最大限に尊重し、団体相互の連携強化を図ります。また、各種ボランティア団体やNPOの連携窓口となる活動拠点の整備などについて検討を進めます。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
NPO数	35団体	38団体

*1 NPO：「特定民間非営利組織」のことで、Non Profit Organizationの略です。社会的な使命、目的をもって自発的、継続的に活動を行い、営利を目的とせず、有償の場合、余った収益は分配しないで次の活動のために再投資する団体をいいます。

*2 市民意見公募：行政が計画などを策定する際に、事前に原案を公表し、市民がこれについて意見を述べる手続きのことです。

交流連携の強化と国際交流の推進

現況と課題

国際化が進展するなか、市民と行政との協働による国際的視野に立ったまちづくりがますます求められています。海外都市や市域を越えた市町村との交流や連携を図っていくことは、交流先について理解を深め、本市の歴史や文化などの地域特性を再発見することができ、豊かなまちづくりを進めるための原動力となるものです。

本市では、国内外の都市と歴史、文化などの違いを越え、それぞれの特性を活かした様々な交流を進めてきました。

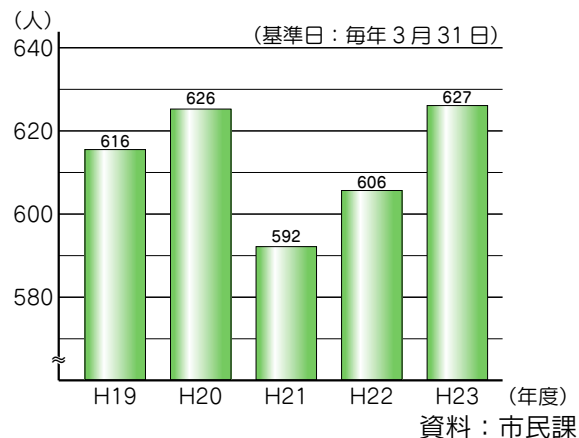
国外では、イタリア共和国2都市、オーストラリア連邦1都市、アメリカ合衆国1都市の計4都市と姉妹・友好都市として、教育、産業、観光などの分野での交流を深めてきました。

また、市内に在住する外国人は、600人前後で推移しており、在住外国人との共生社会の実現が求められています。このことから、市民レベルの国際交流活動の中心的役割を担う渋川市国際交流協会に対して積極的な支援を行っています。

今後とも、海外姉妹・友好都市や国内他市町村との有意義な交流を進めていくため、今までの交流実績を踏まえ、本市の特性をより効率的・効果的に発信し、私たちの住む地域の素晴らしさを再発見していくことが必要です。

また、市民レベルの国際交流への支援としては、渋川市国際交流協会をはじめとした市民団体と行政が連携し、外国人生活相談や国際理解講座、ボランティア会員を中心とした交流会など様々な活動を展開するほか、海外姉妹・友好都市との交流を通じ、より一層の国際理解を深めるとともに、在住外国人が安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組む必要があります。さらに、多文化共生社会に対応できる地域社会の構築、グローバル社会に対応する、義務教育世代からの人材育成を継続的に推進する必要があります。

外国人登録者数の推移



施策評価の結果

国内外を問わず交流は重要であり、その理念は平和に繋がることから、中学生海外派遣、姉妹都市交流、地域間交流を継続して実施するとともに、新たな交流について検討していく必要があります。また、国際交流協会への積極的な支援を行い、多文化共生社会を推進する必要があります。

基本方針

本市の歴史・文化と観光・産業などの地域特性を活かし、姉妹・友好都市交流、地域間交流を推進するとともに、多文化共生社会を推進します。

施策の展開

(1) 都市、地域間交流の推進

これまでの交流実績を踏まえながら、交流先の国内他市町村との情報交換を密に行い、それぞれの地域の歴史や文化などの特性を活かした交流を進めます。また、市民活動や学校教育などの交流に加え、農産物の流通など経済面での交流や伊香保温泉をはじめとした各地区の温泉のPRを行い、多様な交流を推進します。さらに、全国へそのまち協議会*1と連携し、交流人口の拡大を図ります。

(2) 姉妹・友好都市などとの交流推進

国際的視野に立ったまちづくりを進めるため、海外姉妹・友好都市と教育、産業などの分野で個性を活かした相互交流の推進を図ります。また、これら都市への中学生の派遣や受け入れを行い、国際性豊かな人材の育成の取り組みを推進します。

(3) 市民レベルの国際交流への支援

渋川市国際交流協会をはじめとした国際交流関係団体の活動に対し、積極的に支援し、市民レベルの国際交流活動の充実に努めるとともに、在住外国人が安心して暮らすことのできる多文化共生社会の実現を推進します。また、海外の文化や習慣などについて市民への理解を深めるため、渋川市国際交流協会が実施する国際理解講座や語学講座をはじめ、生活情報の提供や各種相談業務の充実に促進します。

指標

項目	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
都市交流事業への参加者数	105人	150人
国際交流事業への参加者数	779人	840人

*1 全国へそのまち協議会：全国各地のへそのまち(中心地・重心地)を標榜する自治体が、まちづくりの情報交換や各種事業の実施を通じて、それぞれが特色あるまちづくりを推進する目的を持って設置された組織です。

男女共同参画の推進

現況と課題

平成11年度に「男女共同参画社会基本法」が制定され、目指すべき社会への法的基盤が整備されました。しかし、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割意識は、依然として根強く残っています。男だから、女だからという枠をはめず、社会の対等なパートナーとして、ともに責任を担いながらその個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で参画する男女共同参画社会*1の実現が大きな課題となっています。

本市においても、「男女共同参画社会基本法」の基本理念を踏まえ、性別にかかわらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成21年に男女共同参画計画（平成21～30年度）を策定しました。

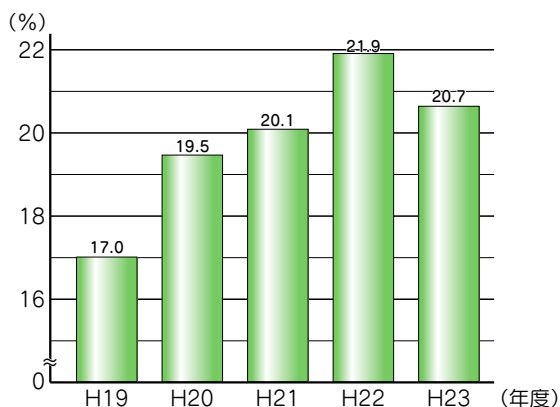
市民を対象とした啓発講座を開催し、男女共同参画社会の実現について理解を広げていくよう努めていますが、十分な参加を得られない状況です。また、審議会などに積極的に女性委員の登用を働きかけており、近年微増を続けています。しかし、審議会などによって偏りがあつたり、特定の個人が複数の会を兼任している場合もあります。

男女共同参画社会実現のための課題は、非常に広範囲に及びます。男女共同参画とは直接関係ないと思われる領域であっても、その施策が結果として女性と男性に対して偏った影響を与えることも考えられます。

そのため、各施策や事業の取り組みにおいて、男女共同参画の視点を反映した事業のあり方について認識の共有を進めるとともに、実践していく必要があります。

また、男女共同参画が市民生活に深く関わっている課題であることを市民が理解し、自らの生活や地域に反映していくことができるよう意識啓発を進める必要があります。

審議会等における女性の登用率の推移



資料：市民生活課



男性を対象とした育児支援講座

施策評価の結果

市民、関係団体と協力し男女共同参画意識の浸透を図るとともに、啓発活動を実施する必要があります。

基本方針

男女共同参画意識の浸透を図るとともに、職場・学校・地域・家庭などの社会のあらゆる分野において、市民と事業者が連携して男女平等の理念のもとに協同する環境づくりを推進します。

施策の展開

(1) 男女共同参画計画の策定と推進

「男女共同参画社会基本法」の基本理念を踏まえながら、本市における男女共同参画社会の実現を目指して、新たな「男女共同参画計画」を策定し、事業の効果的な推進を図ります。

(2) 男女共同参画推進施策の充実

市民が身近な部分から男女共同参画の問題を考え、解決していけるよう施策の充実を図ります。各施策の実施にあたっては、男女共同参画推進懇談会を設置して、広く市民の意見などを取り入れながら市の取り組み状況に関する問題点を点検するとともに、理解と協力を求めています。また、委員会や審議会などへの女性委員登用を積極的に進めます。

(3) 啓発活動の推進

市民や事業所などがそれぞれの役割を担いながら一体となって、職場で、学校で、地域で、そして家庭で、男女共同参画社会構築に向けた問題解決を図ることができるよう、男女共同参画計画の理念に基づいた意識啓発活動を推進します。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
講座の開催回数	12回	15回

* 1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野において活動する機会が確保され、政治的、経済的、社会的、文化的利益を均等に享受することができ、共に責任を担うべき社会のことです。

人権意識の向上・平和な社会の推進

現況と課題

世界では、今なお武力による争いが絶えません。この背景には、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在があります。すべての人々の人権の尊重を基礎として恒久平和の理念に基づき平和の尊さ、戦争の悲惨さを忘れることなく、次代に引き継ぐことは、私たちの大切な責務のひとつです。

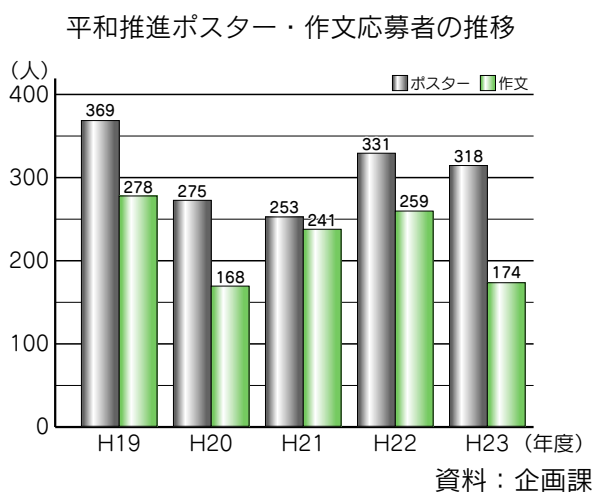
本市では、人権相談の日を設け、いじめ・体罰や家庭内の問題、プライバシーの侵害問題など非常に幅の広い問題への相談に応じています。

人権教育では、様々な人権問題の解決に向けて、研修会・講演会を開催し、学習機会を提供しています。また、児童・生徒から人権尊重ポスターを募集し、ポスター展や入選ポスターを活用したカレンダーを作成して毎戸配布するほか、市の広報誌に啓発記事を定期的に掲載して人権意識の高揚を図っています。また、学校では人権教育主任を置き、人権教育の全体計画、年間指導計画に基づく授業を創意工夫しながら進めています。

平和推進活動としては、「核兵器廃絶平和都市宣言」を踏まえて、平和広告塔の設置、作文やポスターの募集、平和映画上映会の開催、そして市民平和団体への活動支援などを行っています。また、非核・平和運動を推進する「平和市長会議」と「日本非核宣言自治体協議会」に加盟しています。

今後、人権相談窓口の充実を図るとともに、いじめ問題やインターネット利用に代表される新たな人権問題なども生じていることから、日常的に、家庭、学校、地域社会において、人権について一人ひとりが考え、人権尊重の意識を高めるための啓発活動の推進を図るとともに、子どもたちの人権感覚を育て、思いやりのある態度や行動がとれるよう、より一層の人権教育の充実が必要です。

平和な社会の構築に向けては、関係機関・団体と連携しながら核兵器廃絶と真の世界平和を希求するための啓発活動を継続して取り組む必要があります。



平和推進のための広告塔

施策評価の結果

市民の人権意識の向上を図るため創意工夫した事業を展開すると共に、人権教育・啓発の推進に関する基本計画（平成24年度策定）による啓発活動を行う必要があります。

基本方針

人権教育・啓発の推進に関する基本計画に基づき、市民の人権意識の向上を図るための事業を実施することにより、すべての人々がお互いの人権を尊重し、ともに暮らす明るい社会、争いのない平和な社会の実現を推進します。

施策の展開

(1) 人権相談・啓発の推進

すべての人々の人権を尊重し、市民が平等で平和に暮らせる社会を実現するために、人権相談窓口を充実するとともに、家庭、学校、事業所、地域社会などあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念に関わる啓発活動を推進します。

(2) 人権教育の推進

人権に関する多様な学習機会を提供するとともに、人権尊重ポスターや標語の募集事業を実施して、市民の人権意識の高揚を図ります。学校教育のなかでは、効果的な教材の開発やカリキュラムの整備を行うとともに、指導者の資質の向上を図ることにより、子どもの人権を尊重し、豊かな人間性を育む教育を推進します。

(3) 平和な社会の構築

次代を担う子どもたちに、早くから平和の尊さに気づき理解してもらえるよう、ポスター、作文の募集事業を実施するとともに、市民平和団体への支援を行うなど、様々な事業を通じて、平和な社会の構築に向けた市民平和運動を推進します。「核兵器廃絶平和都市宣言」を踏まえ、平和憲法のもと、非核三原則*1を堅持し、全世界からの核兵器の廃絶と真の世界平和を強く希求するための啓発活動を推進します。

指標

項目	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)
人権ポスター応募率	83.7%	90%
平和映画上映会参加者数	160人	350人

*1 非核三原則：「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という原則のことです。

8

効率的な行財政運営

第1節 広報広聴の充実

- (1) 広報活動の充実
- (2) 広聴機会の拡大

第2節 情報公開の推進・個人情報保護の推進

- (1) 情報公開の充実
- (2) 個人情報保護の推進

第3節 情報化の推進

- (1) 情報通信技術を活用した市民サービスの向上
- (2) 情報通信技術を活用した行政運営の高度化・効率化の推進
- (3) 情報の安全性の確保

第4節 健全な行財政運営

- (1) 行政改革の推進
- (2) 事務事業の見直しと公共施設の有効活用
- (3) 組織の活性化と定員管理の適正化
- (4) 財源の確保と効率的な財政運営

第5節 広域行政の推進

- (1) 構成市町村の連携
- (2) 事業の共同処理の推進と体制強化
- (3) 負担の適正化と広域行政のあり方の検討

広報広聴の充実

現況と課題

市民の生活スタイルはますます多様化しており、広報紙による情報提供に加え、ホームページなど紙以外の媒体を利用し、情報提供の充実を図っています。また、電子メールなどの新しい手段を利用し、行政に対する意見や提言が寄せられる機会が増えています。

「広報しぶかわ」は、わかりやすさを基本に、行政の説明責任を果たすため、市民にとって有意義で優先度の高い情報を整理して掲載しています。「広報しぶかわ」の発行をはじめとした広報活動は、市の現況や地域の実態についての理解と、まちづくりへの参加を促すとともに、市の魅力を市の内外にアピールする意味からも、ますます重要となっています。

今後は、広報活動の手段として、市民にとって有益でわかりやすい広報紙のあり方について研究するとともに、インターネットをはじめとした新しい媒体により、市民の求める情報や市の魅力を的確に、タイムリーに市の内外に発信して行く必要があります。

市民の意見を求めるための広聴活動は、紙媒体や対話集会など、従来からの広聴手段により行われていますが、市民参画のまちづくりを進めるため、現行の手法を見直し、新たに市民の声を市政へ反映する手段や方法について検討する必要があります。



子ども議会



市からの広報発行物

市民意識調査

市民の考えを取り上げて活してほしい。

施策評価の結果

民間事業者が開局するコミュニティFM放送*1の支援と行政情報の発信を進める中で、情報化社会の進展に伴う、新たな広報・広聴手段の検討により、施策の充実を図る必要があります。

基本方針

市政情報を、適切な時期に適切な内容で市民に提供するため、新たな広報手段も活用し、広報活動を充実するとともに、市民の声を市政に反映する広聴機会の拡大を図ります。

施策の展開

(1) 広報活動の充実

市民に行政や地域の情報を迅速にわかりやすく伝え、また、本市出身の県外在住者にふるさとの情報を提供するため、「広報しぶかわ」や「ふるさと通信しぶかわ」などの紙媒体を駆使した情報の提供を行います。

また、広報紙との連携を図りながら、インターネットの特性を活かして、ホームページの充実を図るとともに、ソーシャルネットワークサービス^{*2}やコミュニティFM放送などの新たな広報手段の活用を図ります。

(2) 広聴機会の拡大

市政に関する意見・提言を市政に反映するため、市民ニーズの多様化などを踏まえ、市民各層をくまなく対象とできるように性別や年齢、地域などを考慮して、市民の声の直接聴取を行うとともに、電子メールなどの新しい広聴手段を活用し、広聴機会の拡大を図ります。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
ホームページ訪問者数	914,550人	1,100,000人

*1 コミュニティFM放送：通常のFMより出力の小さい市町村単位を対象とした地域のFM放送局のことです。

*2 ソーシャルネットワークサービス：人と人とのつながりを促進・サポートする交流サイトのことです。

情報公開の推進・個人情報保護の推進

現況と課題

市民の市政への関心の高まりに伴い、市民参加による市政運営がますます重要となってきたことから、市民が必要とする市政に関する情報を公開し、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図る必要があります。

情報公開については、市民が主役の開かれた市政の実現に向けて、「渋川市情報公開条例」を制定し、指針を設けるとともに、市民の代表による審査会を設けて、適正な公開に努めています。また、庁内組織において、毎年その成果を取りまとめ、公表しています。

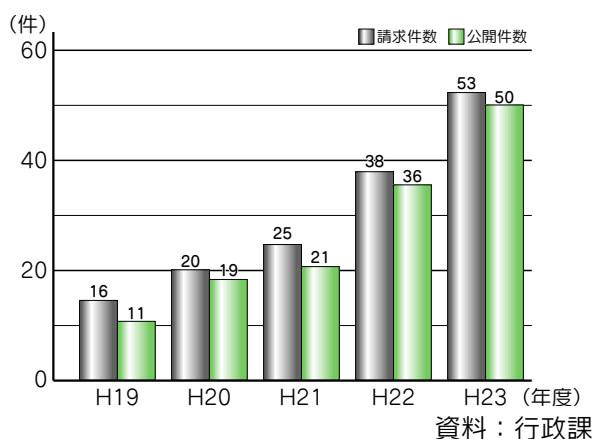
個人情報を尊重し、情報公開をより適正に行うため、文書の整理と保管について、マニュアルを定め、円滑に実施していますが、今後、情報公開の請求に対し迅速に対応できるよう効率的な文書整理を検討する必要があります。

個人情報保護については、「個人情報の保護に関する法律」の施行に伴い、行政においても市民の基本的な人権の確保やプライバシーの保護など、以前にも増して厳格に取り組む必要があります。

そのため、基本的人権の擁護と公正で開かれた市政運営の確保に向けて、「渋川市個人情報保護条例」を制定するとともに、市民の代表による審査会を設けて適正な運営に努めています。また、毎年庁内組織において、その成果を取りまとめ、公表しています。

今後、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利、利益が侵害されることのないよう、個人情報の利用目的の特定と目的外利用の禁止の徹底を図る必要があります。

情報公開件数の推移



文書整理された書庫

施策評価の結果

個人情報の保護に配慮しながら、文書管理の徹底と情報公開の請求に対する迅速な対応を推進し、職員の文書管理能力を向上するための研修を行い、公正で透明性の高い行政運営を実現する必要があります。

基本方針

市民と行政による協働体制の確立に向けて、公平・公正で透明性の高い行政を実現し、市民個人の権利利益を保護するため、個人情報に配慮しながら、文書管理の徹底と情報公開の請求に対する迅速な対応を推進します。

施策の展開

(1) 情報公開の充実

市民と行政が協働し、市民が主役のまちづくりを推進していくため、各種行政情報を提供・共有し、公平・公正で透明性の高い行政運営を推進します。

また、行政情報の一元的な管理とマニュアルに基づき円滑な実施を行うため、公文書管理法に沿った文書管理を推進します。

(2) 個人情報保護の推進

市民と行政が信頼感に支えられた関係を堅持し、個人の権利や利益の保護に努めるとともに、不当に侵害されることのないよう国や県など関係機関とともに防止措置を講じ、情報の適正な管理運用を推進します。

情報化の推進

現況と課題

光ファイバーによる情報通信基盤のブロードバンド化が急速に進み、パソコンや携帯電話によるインターネット利用が生活に不可欠となりました。

一方で、パソコンやインターネットを利用できない人への対応や、セキュリティ対策、災害時にも業務を中断させない対策などが求められています。

このような情報化社会の進展や市民生活の変化にともなう新たなニーズへ対応し、行政事務を効率化・最適化するため、第二次渋川市情報化推進計画に基づき、情報化施策を推進しています。

今後は、市民サービスの向上を図るため、行政手続の電子化の推進や、市Webサイトの拡充、情報活用能力*1の向上を一層図る必要があります。

また、行政事務の効率化を図るため、業務毎に分散している地図データなどの情報資源を統合し、資源の有効活用と経費の削減を図る必要があります。

さらに、庁内の各種コンピュータシステムについては、災害、停電、コンピュータ犯罪などによるシステムの停止や個人情報保護に対する安全対策を講じるとともに、情報セキュリティ水準の向上を図るため、情報セキュリティ内部監査を実施していますが、今後も情報セキュリティ基本方針に基づいたセキュリティ対策を実施していく必要があります。



パソコン教室

施策評価の結果

第二次渋川市情報化推進計画に基づき、市民の利便性の向上のため、情報セキュリティ水準の向上を図り各種行政手続の電子化を推進する必要があります。

基本方針

情報通信技術を積極的に活用し、市民サービスの向上や行政運営の効率化を推進します。また、情報の安全性を確保するため、情報セキュリティ水準の向上を図ります。

施策の展開

(1) 情報通信技術を活用した市民サービスの向上

市民の利便性の向上を図るため、地方税の申告や入札調達手続きの電子化など、各種行政手続きの電子化を推進するとともに、地図情報やメール配信など、インターネットを活用した新たな情報提供を推進します。

また、情報活用についての学習機会を充実させ、市民全体の情報活用能力の向上とデジタルデバイド^{*2}の解消に努めます。

(2) 情報通信技術を活用した行政運営の高度化・効率化の推進

各種業務情報のデータベース化を推進し、各業務毎に分散している地図データなどの情報資源を効果的に統合することで、情報資源の有効活用と経費の削減を図ります。

(3) 情報の安全性の確保

個人情報をはじめとする重要な情報を、漏えい、改ざん、消失などの危険から守るため、職員研修や情報セキュリティ内部監査を実施します。

また、災害時においても業務を中断させないよう情報システムに関する業務の継続性の確保対策を推進します。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
渋川ほっとマップメール登録件数	7,781件	8,300件
公共施設予約の電子化	17施設	27施設

*1 情報活用能力：コンピュータなどの情報機器を操作する上で必要となる知識や能力のことです。

*2 デジタルデバイド：情報技術を使いこなす人と使いこなせない人の間に生じる社会的格差のことです。

健全な行財政運営

現況と課題

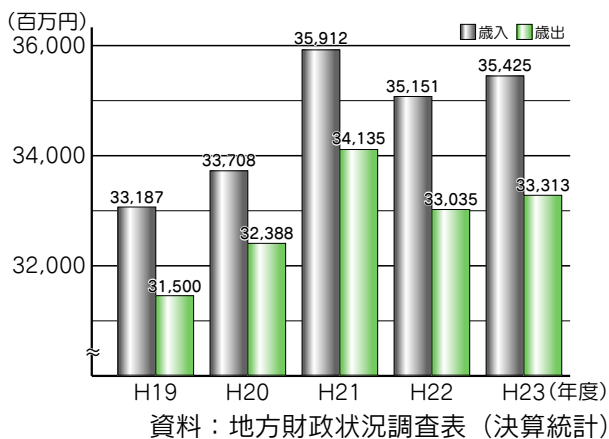
地方分権の進展、人口減少化、市民ニーズの多様化などにより、地方自治体のあり方が大きく変わりつつあり、地域の特性を活かした魅力ある地域社会の形成と地方分権の推進にふさわしい体制づくりが求められています。

市では、「第2次行政改革大綱」に基づき、事務事業評価を行い、市民ニーズに対応した事務事業の整理統合を進めるなど、様々な行政改革に取り組んでいます。また、財政健全化方針を策定し、健全な財政運営に努めています。

今後も、景気の低迷が続き、企業の業績悪化や個人所得の減少などにより、税収増が見込めない状況のなか、地方交付税の減少や少子・高齢化に要する経費の増加などに対応するため、自主財源の確保や収納方法の再検討などによる収納率の向上に努めるとともに、総合支所組織のあり方を検討し、簡素で効率的な組織づくりを推進する必要があります。

また、市民ニーズの多様化や地方分権の進展による業務量の増加など、新たな行政課題に対応するため、人材の育成に取り組む必要があります。

歳入歳出決算額の推移



行政評価研修

市民意識調査

- 将来のため行政のスリム化を真剣に考え実行に移してほしい。
- 財政が厳しくなる中、必要な事業、不必要な事業を見極めることが大切だと思います。渋川市ならではの施策を検討してほしい。

施策評価の結果

定員管理適正化計画の推進と支所組織のあり方を検討し、財政健全化方針に基づく効率的な行財政運営の実施と市税の収納方法の再検討等により、更に取組の充実を図る必要があります。

基本方針

行政改革を推進し、適正な定員管理のもと組織機構のスリム化を図り、効率的な行財政運営により経費を削減するとともに、財源の確保に努めます。

施策の展開

(1) 行政改革の推進

効率的で効果的な行財政運営を行うとともに、わかりやすく、より満足度の高い市民サービスを提供できるよう「行政改革大綱」に基づき、行政改革を推進します。

(2) 事務事業の見直しと公共施設の有効活用

PDCAサイクル^{*1}に沿った施策評価と事務事業評価を行い、市民ニーズに適切に対応した事務事業の整理統廃合を進めるとともに、公共施設の運用については、類似施設の適正配置や有効活用を図る中で、外部委託や民営化を積極的に推進します。

(3) 組織の活性化と定員管理の適正化

総合支所組織のあり方など組織機構の継続的な見直しを行い、スリムな組織機構とするとともに「人材育成基本計画」に基づき職員の能力開発や意識改革を図り、職員の資質向上に努めます。また、「第2次定員管理適正化計画」を踏まえ、可能な限り職員数の抑制を図り、定員管理の適正化を進めます。

(4) 財源の確保と効率的な財政運営

市税の適正な課税と収納方法の再検討による収納率の向上に努め、自主財源を確保するとともに、徹底した経費の節減に取り組み、事業の重点化と選択により、効率的な財政運営を推進します。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
市の職員数（病院職員を除く）	838人	773人（平成28年度）
市税徴収率	89.7%	93.3%
地方債残高（普通会計）	312億円	300億円

* 1 PDCAサイクル：計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）を順に実施することで、実施後の評価を次の立案に常に活かしていくことです。

現況と課題

広域的な道路交通網の整備をはじめ、情報化の進展、生活様式の多様化などを背景に、市だけでは対応が困難な行政課題や増大する広域行政ニーズに対応するため、構成市町村との連携や機能分担を進めるとともに、広域行政の一層の推進、多様な地域連携を進める必要があります。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合は、昭和46年度に合併構成6市町村と吉岡村（現吉岡町）、榛東村の8市町村でスタートし、平成18年2月の合併後も枠組みが変わることなく、本市と吉岡町、榛東村の3市町村により消防・救急、ごみ・し尿処理など12の事業を共同処理しています。

また、平成11年度には「介護保険法」に規定される要介護認定の審査判定を行うため、渋川地域介護認定審査会が、平成18年度には「障害者自立支援法」に規定される介護給付費などの支給に関する審査や判定を行うため、渋川地域自立支援審査会がそれぞれ共同設置され、広域事業に取り組んでいます。

さらには、平成18年度に県内全ての市町村が加入する群馬県後期高齢者医療広域連合が設立されたほか、平成24年度からは、渋川市消費生活センターが、吉岡町及び榛東村の相談業務を受託し、広域的な対応を行っています。

現在検討されている群馬県消防広域化推進計画に基づく消防の広域化については、人口の減少や高齢化の進展するなか、消防職員や消防団員の確保が難しくなるとともに、地方交付税における消防費の基準財政需要額も減少するため、組織管理や財政運営面で研究が行われていますが、広域化に当たっては、市民の立場に立ったサービスの提供を考慮し、検討していく必要があります。



清掃センター



環境クリーンセンター

基本方針

構成市町村間の連携を進め、広域組合による事務処理だけでなく、構成市町村による広域的事業連携を推進するとともに、消防の全県下広域化について検討します。

施策の展開

(1) 構成市町村の連携

構成市町村それぞれの自主性を尊重した個性ある地域づくりと広域圏域の一体的な発展のため、広域行政の一層の充実と多様な地域連携を推進します。

(2) 事業の共同処理の推進と体制強化

渋川地区広域市町村圏振興整備組合における消防・救急、ごみ、し尿処理事業などの共同処理を積極的に推進するとともに、渋川地域介護認定審査会や渋川地域自立支援審査会を共同設置し、広域事業に取り組んでいます。今後は、消費生活センター相談業務など、各部局において、広域的事業連携を推進します。

また、消防の広域化に当たっては、市民サービスの向上に努めます。

(3) 負担の適正化と広域行政のあり方の検討

広域行政の運営については、限られた財源のなかで計画的、重点的に事業を実施し、経費の節減に努めることにより、負担の適正化を図ります。

また、新たな時代に対応した広域行政のあり方について検討を進めます。



地区の特性を活かしたまちづくり

渋川地区

伊香保地区

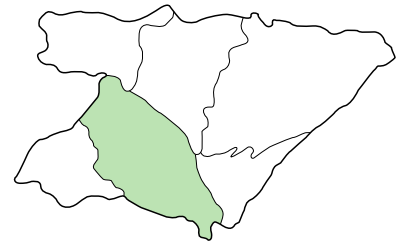
小野上地区

子持地区

赤城地区

北橘地区

渋川地区



まちづくり方針

交通利便性と都市機能の集積を活かしたまちづくり

鉄道駅、渋川・伊香保インターチェンジ、主要幹線道路による交通利便性、工業や商業などの産業機能、公共施設や公益施設などの都市機能の集積を活かしたまちづくりを進めます。

地区の特性

本地区は、榛名東麓の裾野に位置し、北を吾妻川、東を利根川に接しています。JR上越線と吾妻線が分岐し、各方面へのバスターミナルとなっているJR渋川駅や関越自動車の渋川・伊香保インターチェンジをはじめ、国道17号など主要幹線道路が整備され、古くから交通の要衝として発展してきました。また、近年は前橋渋川バイパスの開通、高崎渋川線バイパスや渋川西バイパスの整備が計画され、事業着手に向けた取り組みが推進されるなど、ますます交通利便性が高まりつつあります。

こうした交通利便性を活かすことで、市の様々な生活、生産活動を牽引することができるよう、快適な都市環境を創出するための都市基盤整備を進めてきました。

施策の展開

(1) 都市拠点と地区拠点との連携を強化する道路や公共交通の充実

交通拠点性を活かし、他地区からの公共施設・公益施設・病院・商業施設などへのアクセス向上や充実のため、市内を一体化する交通アクセス網の形成や利用しやすいバス路線の見直し、効率的な運行体制などを検討します。

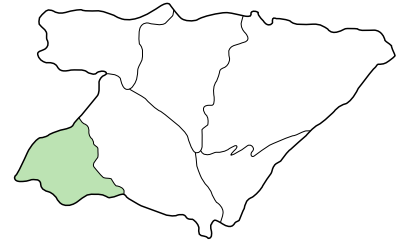
(2) 交通利便性と商業施設や公共施設の集積を活かした滞留性の向上

JR渋川駅を拠点とした周辺の市街地の活性化のための事業を推進し、暮らしやすく、賑わいのあふれるまちづくりを推進します。

(3) 住宅市街地の改善や整備などによる居住環境の向上

地区内の宅地利用の増進や、道路、公園などの都市基盤整備を一体的に進めるために、都市基盤の整備を推進します。また、地元団体との連携により花と緑のあるまちづくりを行うことで居住環境の向上を図り、住みやすいまちづくりを推進します。

伊香保地区



まちづくり方針

伊香保温泉の知名度と集客力を活かしたまちづくり

榛名東麓に広がる豊かな自然と温泉資源に恵まれ、首都圏の奥座敷「いで湯のまち」としての歴史を有する温泉保養地の特色を活かしたまちづくりを進めます。

地区の特性

本地区は、市の南西部にある榛名東麓に位置し、江戸時代から、「子宝の湯」、「婦人の湯」と呼ばれ、首都圏の奥座敷、「いで湯のまち」として、全国的にも知名度の高い温泉による保養地です。多くの政財界人や文化人も訪れ、地区内には県内唯一の皇室の保養施設として利用された御用邸跡や日本で唯一のハワイ公使別邸の建物などが現存しています。平成22年度には伊香保温泉のシンボルである石段が365段に延伸され、温泉街口の新たな人気スポットとなっています。

施策の展開

(1) 観光拠点としての温泉街の活性化

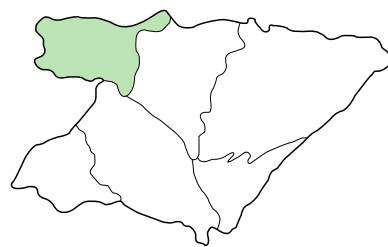
本市の観光振興を牽引する役割が期待される伊香保温泉について、既存施設の利便性の向上やサービスの充実などにより、魅力ある温泉街づくりを推進します。

渋川・伊香保インターチェンジや赤城インターチェンジ、JR渋川駅からのアクセス網の充実や市内各地区を巡る観光ルートを充実させ、伊香保温泉を核として観光客が周遊できる魅力ある観光地づくりを進めます。

(2) 観光地にふさわしい魅力ある景観づくり

400年を超える歴史を持つ石段街など歴史と文化の中で育まれた温泉街の景観や、貴重な地域資源に配慮した魅力ある伊香保温泉のまちづくりを推進します。また、榛名山麓の緑豊かな自然を有効に活かした、地元団体との連携による花と緑のあるまちづくりを推進します。

小野上地区



まちづくり方針

交流拠点と地場産業を活かしたまちづくり

豊かな自然と温泉施設や道の駅、温泉駅などの交流拠点機能を活かし、地元の農産物や加工品販売などを通じて、観光と地場産業の連携した活力と憩いのあるまちづくりを進めます。

地区の特性

本地区は、市の北西部にある小野子山南麓に位置し、南を流れる吾妻川に沿って国道353号とJR吾妻線が走っています。豊かな自然に恵まれて、ハイキング・登山コースなど自然に親しめる観光スポットとして四季折々の自然を楽しむため、多くの登山客が訪れています。

この地区に湧出する小野上温泉は、優れた泉質と効能を備え、JR吾妻線の駅に隣接して温泉施設が開設されており、県内外から多くの利用者が訪れています。また、道の駅では、主産品の農林生産物の販売を行い、温泉利用者や日常生活の拠点として利用されています。

施策の展開

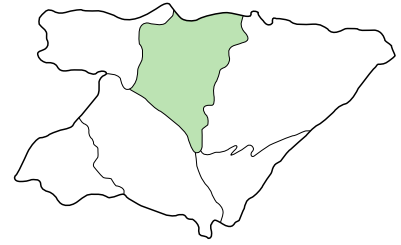
(1) 小野子山南麓の豊かな自然の維持・保全

豊かな自然を活かした農林業などを生産基盤として、また自然とふれあうことができる観光資源として、地区の山林の保全に努めます。また、地元団体との連携により、あふれる緑と四季を彩る花々のある、憩いと活力満ちたふるさとづくりを推進します。

(2) 温泉施設や道の駅などを活かした交流の拡大と地場産業の振興

温泉、ハイキングコースの観光資源や鉄道駅、道の駅おのこのなどの施設を活用し、環境と人にやさしい、安全・安心な地場産業品の振興を図りながら交流人口の拡大を目指します。

子持地区



まちづくり方針

産業活力と自然や歴史資源を活かしたまちづくり

農業をはじめとした産業活力の増進とともに、自然や歴史資源を活かしたまちづくりを進めます。

地区の特性

本地区は、市の北部にある子持山東南麓に位置し、東に利根川、南に吾妻川が流れています。国道17号、国道353号、主要地方道渋川下新田線が走っているなど幹線道路網の要衝にあります。最近では、国道17号バイパスや国道353号バイパスの開通により交通の要衝としての役割が増してきています。道の駅こもちは、良質な地場産品を提供し、多くの利用客でにぎわっています。

また、国指定の黒井峯遺跡、市指定の白井城址、白井宿などの歴史的資源が多くあります。

施策の展開

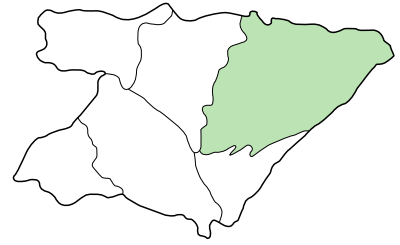
(1) 幹線道路の立地を活かした産業活力の増進

野菜、工芸農作物などの生産、出荷による地区農業を維持するとともに、国道17号、国道353号両バイパスの立地条件を活かした産業活力の増進を促進します。また、新たな農業ブランドの確立のため、こんにやく栽培からの転作を促進しつつ、選別農薬農法の活用に努めます。合わせて、更に地域の特性を活かした花作り団体を育成し、花木の植栽を推進することで土地の利活用と観光資源の開発を図ります。また、みかん、キンカンや栗などの新規作物の導入を行うことにより生産農家の所得向上を図ります。

(2) 既存資源を活かした観光振興による交流の拡大

幹線道路整備などによる交通の利便性の向上により、道の駅こもちなどの施設、黒井峯遺跡、白井城址、白井宿などの歴史的資源を一体的に活用することで、市内他地区とも連携した、観光振興と交流機能の充実を推進します。

赤城地区



まちづくり方針

農業活力と交通利便性を活かしたまちづくり

赤城西麓土地改良事業などの農業基盤整備やイチゴ、ブルーベリーなどの観光農業を推進するとともに、赤城インターチェンジによる交通利便性を活かしたまちづくりを進めます。

地区の特性

本地区は、市の東部にある赤城山西麓に位置し、西を利根川が流れています。基幹産業は農業で、赤城西麓土地改良事業などによる農業生産基盤の整備も進められています。

また、イチゴ、ブルーベリーなどを主とした観光農園や農産物直売所があり、良質の農産物を求めて首都圏からも多くの観光客が訪れています。

JR上越線の2駅や関越自動車道の赤城インターチェンジが開設されており、交通利便性を有しています。

特に、赤城インターチェンジを活用する有効な土地利用による、地域振興が期待されています。

施策の展開

(1) 農業生産基盤の充実

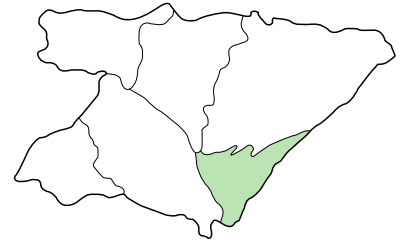
赤城西麓土地改良事業などにより農業の生産基盤整備を進めるとともに、農業の担い手の育成、農地の集積化を促進し、農業の活性化を図ります。

(2) 交通利便性を活かした農業振興と観光の連携強化

JR上越線の2駅や関越自動車道の赤城インターチェンジなどの交通利便性を活かした、農産物の効率的な流通を促し、イチゴ、ブルーベリーなどを主とした観光農園や新鮮な農産物の直売などを新たな観光資源としても積極的に活用するとともに、選別農薬農法などによる、新たな農業振興を図ります。

さらに、地域の特性を生かした花作り団体を育成し、緑化、花作りを推進して地域づくりを目指します。

北橘地区



まちづくり方針

良好な住環境と高付加価値農業を活かしたまちづくり

良好な住環境を維持するとともに、収益性のある高付加価値農業などを活かしたまちづくりを進めます。

地区の特性

本地区は、市の東部にある赤城山西南麓に位置し、西に利根川が流れ、南は前橋市と接しています。そのため前橋市のベッドタウン的な開発が見られ、生活環境の整備が進んでおります。また、桜の名所である佐久発電所の桜並木が、毎年咲き誇り多くの市民・観光客が訪れ賑わいます。

従来は養蚕、稲作中心の農業が主な産業でしたが、近年は都市近郊型農業として畜産、野菜、花きなど収益性の高い農業へと転換しつつあります。また、竹林の整備を進めるとともに、竹炭の活用研究が行われています。このような地区の特性を活かした地域文化を育てています。

こうした地域文化については、地域コミュニティを形成するための核として活用することで、特性ある地域づくりにも取り組んでいます。

施策の展開

(1) 住環境の維持

地区の歴史と文化、自然環境との調和を保ちつつ緑と花に囲まれた良好な住環境を維持します。また、生涯学習を推進することにより豊かな人材を育み、地域文化を取り入れた地域コミュニティの形成を促進します。

また、地域コミュニティとの協働による地域文化に触れる機会の充実により、交通アクセスを活かした交流人口の拡大を図ります。

(2) 高付加価値農業の推進

竹林の整備をさらに進め、竹炭の利活用の研究や選別農薬農法に取り組み収益性のある高付加価値農業を推進するとともに、観光資源としての活用を目指します。また、高付加価値農業を推進するための農業生産基盤の整備に努めます。

こうした高付加価値農業を推進することで、新たな特産品の育成を支援します。

代表的な主要事業

1. 道路・公共交通などの都市基盤整備
2. 自然環境の保全
3. 生活環境の充実
4. 健康・福祉の充実
5. 教育・文化・スポーツの振興
6. 産業の振興・活性化
7. コミュニティ・市民参加の充実
8. 効率的な行財政運営

1 道路・公共交通などの都市基盤整備

代表的な
主要事業

施策	No.	本冊登載の代表的な主要事業	事業概要
第1節 連携を強化 する道路・橋 りょうの整備	1	道路・橋りょう整備事業	本市における将来のまちづくりを見据え、新たな視点に立った橋りょう整備の実現化に向けた事業推進
	2	【新規】 高崎渋川線バイパス関連市道整備事業	高崎渋川線バイパス整備に伴う関連市道の整備
	3	【新規】 橋りょう維持補修事業	今後増大する既存橋りょうの架け替えや修繕による経費を平準化するため、「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕を行います。
	4	(都) 渋川高崎線改良事業	(主) 高崎渋川線バイパス起点から(都) 金井新町高原地線までの間の道路改良
	5	(主) 高崎渋川線バイパス建設促進事業	(主) 高崎渋川線バイパス(高崎市～渋川市)の総延長14.6kmの内3期工区2.60kmの建設促進のために運動を展開
	6	上信自動車道建設促進事業	上信自動車道(渋川市～長野県東御市)の総延長80kmの内渋川市区分12kmの建設促進のために運動を展開
第2節 生活に身近な 道路の整備	7	市道三国線道路改良事業 (有馬・行幸田地内)	有馬・行幸田地内の市道の道路改良
	8	市道有馬辰巳町線道路改良事業 (有馬～行幸田地内)	有馬・行幸田地内の市道の道路改良
	9	(仮称) 市道沼辺町田線外3路線道路改良事業(半田地内)	平成21年度の国道17号前橋渋川バイパスの暫定開通に合わせて、半田地内の国道17号の西側市道を道路改良
	10	【新規】 市道1-2531号線道路改良事業	学校給食調理場新設及び渋川警察署移転に伴う道路改良
	11	【新規】 市道6-1123号線外2路線道路改良事業	下箱田地内の市道の道路改良
	12	伊香保地区外環道路整備事業 (伊香保地内)	(主) 渋川松井田線(ビジターセンター)と市道湯中子中野線(湯中子地内)を結ぶ外環道路整備
	13	市道木の間藤田線道路改良事業 (小野子地内)	国道353号と(主) 渋川下新田線を結ぶ未着手となっている中間地点の道路改良
	14	市道日出島線道路改良事業 (日出島地内)	上白井地内(日出島地内)の桜の木跨線橋～日出島キャンプ場西の道路改良
	15	(仮称) 市道打越線道路改良事業 (見立地内)	見立地内の土地改良事業により、道路用地として換地済の打越線の道路改良
	16	【新規】 市道5-8677号線外1路線道路改良事業	長井小川田地内(年丸地域)の市道の道路改良
第3節 公共交通体系 の確立	17	市道八幡愛宕線道路改良事業 (分郷八崎～下小室地内)	橘北小学校地域と北橘中学校地域を結ぶ通勤・通学路、生活道路としての道路改良
	18	乗合バス運行費補助事業	市民の日常生活に必要な交通手段確保のため、運営委託事業者に対し、補助金を交付
第4節 良好な市街地 の形成	19	バス交通活性化推進事業	利用者の需要に即したバス路線の設定や、車両補助など、利便性を向上させるための施策を推進
	20	四ツ角周辺土地区画整理事業	「ふるさと顔づくりモデル区画整理事業」の指定を受け、市民と連携し個性と魅力あるまちづくりを推進

2 自然環境の保全

施 策	No.	本冊登載の代表的な主要事業	事 業 概 要
第1節 環境対策の推進	21	環境基本計画推進事業	環境基本計画を推進し、環境に配慮した生活行動や事業活動の実践を支援するため、様々な側面から環境学習を継続実施
	22	【新規】 放射線対策推進事業	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い大気中に放出された放射線の定点測定、除染及び食品等へのスクリーニング検査の実施
	23	【新規】 地域新エネルギービジョン推進事業	地区の特性を活かした太陽光、バイオマス、小水力発電の可能性の調査及び事業の推進
第2節 ごみの減量化・再利用	24	じん芥車整備事業	じん芥収集業務車両の計画的な更新
	25	じん芥処理事業	一般廃棄物(可燃・不燃・粗大)の収集運搬の業務委託
第3節 自然の保全と計画的な土地利用	26	国土調査事業	主に子持・赤城地区を対象とした事業の推進
	27	都市計画区域・施設再編事業	県から示されている「広域都市計画区域再編及び市町村合併に際した都市計画区域の再編指針」、「都市計画道路のガイドライン」に基づき用途地域、都市計画道路の見直しの推進
第4節 河川の保全・活用	28	清流祭り事業	河川自然環境保全の推進に向けた、利根川へのヤマメの放流などの各種事業を実施
第5節 景観の形成・保全	29	【新規】 景観計画策定事業	景観上の特性に配慮し、良好な景観形成のため、景観計画を策定

3 生活環境の充実

施 策	No.	本冊登載の代表的な主要事業	事 業 概 要
第1節 安定した水の供給	30	送配水管布設事業	道路新設等の基盤整備地域を中心に新規に配水管を整備
	31	石綿セメント管更新事業	渋川・子持・赤城・北橋地区の強度が弱い石綿セメント管をダクトイル鑄鉄管に布設整備
	32	老朽鑄鉄管布設替事業	主に渋川、伊香保地区の耐用年数が経過した鑄鉄管をダクトイル鑄鉄管に布設整備
	33	【新規】 耐震化を踏まえた長寿命化のための水道施設整備事業	水道施設の老朽化に伴い、施設・管路の耐震化及び長寿命化に向けた施設整備年次計画を策定し、その計画に沿って施設改修・整備を実施
	34	【新規】 長峰送水管改修事業	既設長峰送水管トンネル補強の確実性や維持管理・経済性などの検討及び別ルートでの管路埋設など比較検討及び整備計画を策定し、整備工事を実施
	35	【新規】 簡易水道(小野上・赤城地区)上水道統合施設整備事業	上水道への統合を視野に既存水源・浄水、配水施設・送配水管路など耐震化及び長寿命化計画に沿って施設・管路等の整備工事を実施
第2節 污水处理の充実	36	流域関連渋川地区公共下水道建設事業	新たに226haの事業認可を受け平成23年度から平成27年度までの、事業期間5年間で、事業認可区域の管渠を整備
	37	【新規】 深山・長井小川田地区地区農業集落排水施設建設事業	平成19年度から事業を開始し、平成28年度事業完了予定。平成23年度の計画変更により、狩野々地区・大島地区を包含し定住環境の整備と公共用水域の水質の保全を推進
	38	【新規】 宮田地区地区農業集落排水施設建設事業	平成24年度から事業を開始し、平成29年度事業完了予定。樽地区処理区域へ統合し併せて、樽処理施設の老朽化に伴う改修と規模拡大を行い、定住環境の整備と公共用水域の水質の保全を推進
	39	【新規】 持柏木地区地区農業集落排水施設建設事業	平成25年度に事業開始し、平成29年度の事業完了を予定。隣接する北橋町の小室地区及び下小室地区への再編統合を行い既存施設の有効活用を図り、定住環境の整備と公共用水域の水質の保全を推進
	40	個別排水処理事業	小野上・子持地区の公共下水道事業又は農業集落排水事業地域を除く地域を対象として、市が浄化槽を設置・維持管理を行い、定住環境の整備と公共用水域の水質の保全を推進
	41	浄化槽設置整備事業	公共下水道、農業集落排水などの集合処理や個別排水処理の污水处理地区を除く地域について、設置費の一部に対して、補助金の交付を行い、定住環境の整備と公共用水域の水質の保全を推進
	42	【新規】 下水道台帳統合事業	合併前の各地区ごとに異なっている下水道台帳の統合

施 策	No.	本冊登載の代表的な主要事業	事 業 概 要
第3節 消防力の強化	43	消防ポンプ車購入事業	老朽化した消防ポンプ車両の計画的な更新
	44	防火水槽新設事業	消防水利の充足に向けた計画的な防火水槽の新設
	45	消防団運営事業	地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っている消防団の運営のため、各分団などへの運営費の交付と消防団行事の実施
第4節 防災機能の強化	46	防災行政無線デジタル化事業	防災行政無線の統合整備、機器のデジタル化、周波数の統合による一体的な管理に向けた整備
	47	防災行政無線維持管理事業	合併前の旧市町村で整備されていた防災行政無線施設のデジタル化完了までの運用と維持管理
	48	自主防災組織育成事業	地域の自主防災力を高めるための防災訓練の実施と、各地区自主防災組織の設立及び活動支援
第5節 交通安全対策の推進	49	交通指導員設置事業	道路交通の安全を保持するため、交通指導員を設置し、学童の通学時などの現場指導や各種交通安全に関する事業を推進
	50	交通安全施設整備事業	防護柵、反射鏡、区画線、街路灯設置などによる、市民が安心して通行できる住環境の整備
第6節 定住環境の充実	51	市営住宅維持管理事業	入居者の利便性や快適な生活を確保するため、建物の老朽化を解消するための計画的な改修の実施による建物の延命化の実施
	52	【新規】緊急輸送道路沿線建築物耐震改修促進事業	緊急輸送道路沿線に存在する耐震改修が必要な建築物の調査及び早期の耐震化の実施
	53	住宅団地造成事業	各地区の住宅用地造成事業や遊休土地の活用などによる低価格の住宅用地の供給
第7節 市街地のバリアフリー化	54	あんしん歩行エリア整備事業	エリア内の交通事故削減を目的にした、安全対策の実施
第8節 防犯体制の整備・充実	55	安全安心まちづくり推進事業	「渋川市安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」に基づいた諸施策の推進
	56	防犯灯設置及び維持管理事業	安全で安心なまちづくりを実現するため、防犯灯の設置及び維持管理を実施
第9節 消費者生活の充実	57	消費生活センター運営事業	消費生活の安定と向上を図るための啓発、情報提供と、訪問販売などに関する苦情への対応や救済を実施
第10節 公園の整備	58	緑化重点地区総合整備事業	緑化施策の重点的な推進
	59	都市公園等改修事業	都市公園整備及び老朽化した施設や遊具などの計画的な改修
	60	渋川市総合公園整備事業	総合公園内の老朽化した施設の整備・改修

4 健康・福祉の充実

施策	No.	本冊登載の代表的な主要事業	事業概要
第1節 健康づくりの 推進	61	母子保健事業	妊産婦健康増進事業や乳幼児健康診査事業、母子保健相談事業、妊産婦・乳幼児指導事業、思春期保健対策、予防接種事業などの実施
	62	健康増進事業	健康診査、各種がん検診、健康相談の実施と生活習慣病予防のための受診勧奨や保健指導の実施
	63	疾病予防対策事業	感染症予防にともなう、予防接種と胸部レントゲン検診の実施による疾病の早期発見及び早期治療の実現
第2節 医療体制の充 実	64	【新規】 病院再編統合事業	西群馬病院と渋川総合病院の再編統合事業及び関係機関等との調整
	65	【新規】 看護師修学資金貸与事業	市内医療機関への看護師確保対策の推進
	66	渋川総合病院整備事業	再編統合までの間、現行の診療を継続するために必要な医療機器整備による医療の高度化に対応した質の高い医療の提供
	67	渋川総合病院医師・看護師確保対策事業	再編統合までの間、医師・看護師数の確保による地域の中核病院としての医療体制の充実
第3節 地域福祉の充 実	68	生活保護費給付事業	生活保護受給世帯への扶助費の給付と生活保護制度の適正化の推進
	69	民生委員児童委員協議会活動事業	民生委員児童委員活動への助成による地域福祉の向上の促進
	70	【新規】 地域福祉計画策定事業	地域の実情に応じた地域福祉を推進するための計画を策定
第4節 子育て環境の 充実	71	【新規】 人口減少対策推進事業	人口減少に対応するための各種事業の検討と効果的な事業の推進
	72	子ども医療費助成事業	子どもを育てやすい環境整備の一環として、養育者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児などの医療費自己負担額を助成
	73	地域子育て支援センター事業	就園前児童及び保護者同士のふれあいの場作りや子育てに関する相談支援等を行う場を提供 渋川市子育て支援センターについて、改築工事を実施
	74	民間保育所施設整備補助事業	民間保育所が実施する施設整備に対する補助金の交付
	75	民間保育所運営事業	家庭での保育に欠ける乳幼児の保育を民間保育所に委託し、福祉の向上に努めるため、その運営費を支弁
	76	学童保育対策事業	留守家庭児童に対する適切な遊びや生活の場の提供による健全育成及び子育てと仕事の両立支援のため、各地域の実情に応じた放課後児童クラブの運営
	77	【新規】 公立保育所施設整備事業	老朽化した公立保育所について、改築工事を実施
	78	【新規】 病後児等保育支援事業	病児・病後児保育を実施する民間病院に運営費補助
第5節 高齢者福祉の 充実	79	高齢者福祉計画策定事業	高齢者の福祉の向上と介護保険事業計画の円滑な推進のため、平成24年度を始期とする新たな計画の策定した。また、今後は平成27年度を始期とするあらたな計画を策定する予定
	80	更生援護事業	居宅において養護を受けることが困難な、65歳以上の高齢者の養護老人ホームへの入所委託
	81	地域包括支援センター運営事業	地域における高齢者支援のための組織として、地域包括支援センターを設置し、高齢者ケア体制を整備
	82	ひとり暮らし高齢者等支援事業	ひとり暮らし高齢者等の日常生活の支援や在宅福祉の増進
第6節 障害者(児)福 祉の充実	83	障害者(児)医療費助成事業	障害者(児)の健康管理の向上を図るため、医療費自己負担額を助成
	84	自立支援給付事業	障害者の相談事業、地域活動支援センターの運営、日常生活用具の給付などによる地域生活の支援
	85	障害者自立支援事業	障害者のホームヘルプサービス、短期入所、補装具給付などによる自立の支援
	86	【新規】 障害者虐待防止対策事業	平成24年10月から「障害者虐待防止センター」を設置し、虐待通報等の受理、相談・助言、一時保護等を実施

代表的な
主要事業

施 策	No.	本冊登載の代表的な主要事業	事 業 概 要
第7節 介護保険の充 実	87	二次予防事業対象者把握事業	介護予防事業の対象となる、要介護・要支援状態に至るリスクが高い「二次予防事業対象者」を基本チェックリストで把握
	88	介護保険調査認定事業	資格管理、認定申請受付、認定調査、審査会への一次判定結果通知、保険給付管理、受給者台帳管理などの実施
第8節 国民健康保険 の円滑な運営 と国民年金制 度の推進	89	保健衛生普及事業	国民健康保険加入者の健康の保持・増進のための各種保健事業の実施
	90	特定健診・特定保健指導事業	生活習慣病に着目した、健康診査や保健指導の実施。内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者などの減少率の目標達成に向けた事業推進
	91	国民健康保険あかぎ診療所運営事業	地域医療の確保、市民の健康の保持増進を図るために国保診療所を運営

5 教育・文化・スポーツの振興

施 策	No.	本冊登載の代表的な主要事業	事 業 概 要
第1節 幼児教育・学 校教育の充実	92	小・中学校魅力ある学校づくり推進事業	心豊かでたくましい児童生徒を育成するため、学校緑化事業や福祉教育事業、豊かな体験活動、情操教育、総合的な学習等の事業を実施し、各学校の特色を活かした自主的・創造的な教育活動の推進
	93	小・中学校図書館図書整備充実事業	各学校の児童・生徒数に合わせた図書の計画的整備と充実及び図書館の機能を活性化するための臨時職員の配置
	94	小・中学校学力向上推進事業	学習指導要領の趣旨を受け、教科書や副読本を活用し、自ら学ぶ意欲や社会の変化に主体的に対応できる能力の育成及び、基礎的・基本的内容の定着や思考力・判断力・表現力の育成を図る指導の充実
第2節 幼児教育・学 校教育施設の 充実	95	小・中学校耐震補強事業	昭和56年以前に建築された校舎、屋内運動場について、耐震診断の実施結果を踏まえ、必要に応じ計画的に補強工事を実施
	96	小・中学校大規模改造事業	建築後20年を経過した建物について、外壁、内装、付帯設備の改修を計画的に実施、耐震補強工事が必要な建物については、耐震工事と同時に実施
	97	学校給食共同調理場施設設備整備事業	学校給食共同調理場施設の老朽化に対応した、再編整備の推進
	98	【新規】 中学校武道場整備事業	渋川北中、古巻中、金島中への武道場の整備
	99	【新規】 小中学校再編計画等推進事業	少子化の進行による児童生徒の減少に対応した良好な教育環境を確保するため再編計画を策定し対象地域の小中学校の再編を実施
	100	小・中学校教育用コンピュータ整備事業	コンピュータなどを積極的に活用した教育を推進するとともに、情報モラルの育成をするため、小・中学校に設置した各42台のコンピュータを計画的に更新
第4節 生涯学習の充 実	101	【新規】 生涯学習推進計画推進事業	生涯学習推進計画の具現化を図るため、行政内部の生涯学習に関する全庁的な取り組みの連絡調整と体系化を構築
	102	図書館電算化推進事業	図書館と公民館図書室とのネットワーク化による利用者サービスの充実
	103	図書資料購入事業	市民の多様化、高度化する学習活動の支援のための図書資料などの計画的な購入
	104	公民館活動推進事業	公民館活動の推進と生涯学習地域活動の推進を支援
	105	公民館施設等改修事業	老朽化している施設の維持管理と計画的な施設・設備の改修、整備

施 策	No.	本冊登載の代表的な主要事業	事 業 概 要
第5節 地域文化の振興	106	市民会館施設設備改修事業	市民会館の施設・設備などの改修を計画的に実施
	107	市民総合文化祭実施事業	市民の芸術文化活動の成果の紹介と、市民参加による市民芸術文化活動の向上と振興
	108	文化財センター運営事業	埋蔵文化財出土品、民俗有形文化財、民具類、公文書、古文書などの文化財の保管・活用・整理のための施設整備
	109	美術館運営事業	市営の美術館として、桑原巨守の彫刻などを展示する常設展示室と市民ギャラリー兼企画展示室を活用した、市民の芸術文化向上のための施設運営
第6節 スポーツ・レクリエーションの振興	110	【新規】 スポーツ振興地域活性化構想推進事業	「渋川市スポーツ振興地域活性化構想」に基づき、「市民の健康づくりの推進と、子どものスポーツ機会の充実」「スポーツによる交流人口の拡大」及び「スポーツを通じた地域コミュニティの構築」を推進
	111	総合型地域スポーツクラブ設立・活動支援事業	生涯スポーツ社会の実現に向け、地域の誰もが希望する種目を自由に選択し、指導者のもとにスポーツ活動ができる、総合型地域スポーツクラブの設立・活動支援
	112	市民プール改修事業	老朽化が著しい幼児プールの改修、50mプール内の塗装などの施設の改修
	113	武道館第1・第2 武道場改修工事事業	利用者が多い、第1、第2 武道場の改修
	114	【新規】 (仮称)北橋運動場整備事業	野球場と多目的広場を備えた社会体育施設として浅香原地区に建設

6 産業の振興・活性化

施 策	No.	本冊登載の代表的な主要事業	事 業 概 要
第1節 農林業の振興	115	「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業	地域、担い手等によるの創意工夫や自主性を活かした取り組みに対し、産地強化や農村振興面からの総合的支援
	116	林道整備事業	森林の管理や林産物の運搬など、林業経営を有効に発揮させるために、計画的に林道を改良・舗装整備
	117	【新規】 竹林整備事業	荒廃した竹林の整備により生じた間伐木材を資源とした竹炭の利用の促進と竹を利用した物産化を推進
	118	【新規】 選別農薬農法推進事業	安心安全な農作物を提供するため、人体にやさしい農薬を使用するとともに、極力農薬に依存しない選別農薬農法を推進し、将来的には農作物の「渋川ブランド化」の取組を推進
	119	小規模土地改良事業	農業の生産性の向上と、農村地域での生活環境の改善や活性化を促すための、ほ場・農道・農業用排水路等の整備
	120	団体営土地改良事業	農業の生産性の向上と、農村地域での生活環境の改善や活性化を促すための、規模の大きい団体営の土地改良事業の実施
	121	農道整備事業	集落と集落、農地と農業施設を結び、農業生産や流通の合理化、農業振興、生活環境の改善を図るための農道整備
	122	赤城西麓土地改良事業	国営赤城西麓農業水利事業により導水された用水を、各耕地までの畑地かんがい施設の新設を基幹事業として、これと併せて区画整理の農業生産基盤整備事業を一体的、総合的に実施
第2節 工業の振興	123	工場設置奨励事業	工場設置奨励条例に基づく奨励金の交付
	124	優良企業誘致促進事業	地区の特性、交通利便性を活かした企業誘致の推進と新たな誘致誘導施策の調査、研究
第3節 商業の振興	125	元気な中心市街地賑わい創造事業	中心市街地まちづくり市民サポーターや地元商店等との協働により、中心市街地の活性化と賑わい創造に向けた取組を推進
	126	【新規】 中心市街地駐車場整備事業	区画整理事業の進捗状況にあわせ、商業地域内における駐車場整備に向けた事業の推進
第4節 観光資源の連携強化	127	観光宣伝事業	誘客の増進を図るとともにメディアへの広告掲載によるPR、各種観光イベントの運営や宣伝活動を実施
	128	伊香保温泉再生事業	伊香保温泉の顔である石段街をふれあいと情緒ある温泉街の賑わいの場に再生し、在住者と来訪者に優しい自然と温泉情緒とが調和した温泉保養地の創造を推進

施策	No.	本冊登載の代表的な主要事業	事業概要
第5節 新たな観光資源の開発	129	グリーンツーリズム推進対策事業	地場産農産物を利用した観光農業の活性化のためのグリーンツーリズムの総合的な推進・支援
	130	祭り・イベント実施事業	本市の観光地としての魅力を高め、地域の一体感の醸成を図るための各地域の祭りや観光イベントの一層の充実
	131	【新規】 花で包む未来の渋川推進事業	通年的に花を観賞できる地域づくりを進めるため、市民参加による育苗や市内飾花システムを構築
	132	子持山若人のみち整備事業	駐車場までの道路改良の実施による登山者の利便性の確保と周辺観光施設などの集客力の向上
第6節 勤労者対策の充実	133	就業援助相談事業	就業援助相談員による、内職情報の提供・収集を行い、女性の就労の機会を促進
	134	勤労者生活資金融資事業	勤労者の生活の安定を図るため、低金利で資金を融資
	135	勤労福祉センター管理運営事業	勤労者などの福祉の増進のための研修、交流の場としての勤労福祉センターの管理運営

7 コミュニティ・市民参加の充実

施策	No.	本冊登載の代表的な主要事業	事業概要
第1節 市民と行政との協働体制の確立	136	自治会連合会等支援事業	市行政を円滑かつ効率的に実施するための事業委託、自治会活動を支援するための補助金を交付
	137	NPO・ボランティア支援事業	情報の収集や提供とNPO・ボランティア団体のリスト整備による活動支援の充実。NPO・ボランティア支援センターの運営
第2節 交流連携の強化と国際交流の推進	138	都市交流推進事業	都市間交流を通じた協力関係の構築と行政事務の質の向上
	139	国際交流推進事業	国際化に対応したまちづくりの推進のため、渋川市国際交流協会に対する支援と国際友好・姉妹都市との交流の推進 (国際友好・姉妹都市：オーストラリア ローガン市、イタリア フォリーニョ市・アバノテルメ市、アメリカ ハワイ郡)
	140	中学生海外派遣事業	本市中学生をオーストラリア ローガン市、ニュージーランド ファカタネ市、アメリカ ハワイ郡に派遣し、国際交流の推進及び、豊かな国際感覚を身につけた人材を育成
第3節 男女共同参画の推進	141	男女共同参画推進事業	男女が共に家庭、地域、社会のあらゆる分野で責任を担い、個人の人権を尊重することのできる社会構築を目指して各種事業を実施
第4節 人権意識の向上・平和な社会の推進	142	市民平和運動推進事業	小・中学校の児童・生徒を対象にした作文・ポスターの募集や平和推進団体などへの支援、核兵器と戦争のない平和な社会の実現に向けた啓発活動の推進
	143	人権教育推進事業	家庭教育・学校教育・社会教育の各分野で、人権に関する多様な学習機会の提供、人権尊重ポスター等の募集、人権集会所の維持管理

8 効率的な行財政運営

施 策	No.	本冊登載の代表的な主要事業	事 業 概 要
第1節 広報広聴の充 実	144	広報しぶかわ発行事業	毎月1日・15日の2回広報紙の発行
	145	ふるさと通信しぶかわ発行事業	県外在住の本市出身者を対象に、年2回、市の魅力や最新情報を冊子により提供
第2節 情報公開の推 進・個人情報 保護の推進	146	文書管理事業	公文書等選別収集基準の策定と情報公開に対応できる文書管理の実施
第3節 情報化の推進	147	地理情報システム整備統合事業	地理情報システム基本計画に基づき、地図の有効活用による事務の効率化を図るため、地理情報の統合を推進
	148	情報システム運用事業	基幹系システム、情報系システム及びネットワーク回線の運用管理
第4節 健全な行財政 運営	149	職員研修事業	人材育成基本計画に基づき、新たな行政課題に的確に対応できる職員の育成
	150	市税収納率向上対策事業	納税者の利便性の向上と徴収体制の強化
	151	行政改革推進事業	第2次行政改革大綱に基づき、行政改革を推進
	152	行政評価推進事業	質の高い行政を目指すため、行政評価手法による効率的な行政運営の推進

代表的な
主要事業

資料編

渋川市総合計画後期基本計画策定専門委員会設置要綱

(設 置)

第1条 渋川市総合計画後期基本計画を策定するため、渋川市総合計画後期基本計画策定専門委員会（以下、「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、次の事項の策定及び調整にあたり、庁議に報告する。

- (1) 後期基本計画について
- (2) 実施計画について

(組 織)

第3条 専門委員会は必要に応じて開催し、原則として各所属の副部長、副支所長をもって組織し、委員長は企画部長が、副委員長は企画課長がこれにあたる。

2 専門委員会は、委員長が必要と認めるときは、その他の職員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(検討部会)

第4条 総合計画後期基本計画案を調整し、かつ、そのとりまとめ等の事務を円滑に推進するため、専門委員会に渋川市後期基本計画検討部会（以下、「検討部会」という。）を置く。

2 検討部会は、別表に掲げる職にあるものをもって組織する。

3 検討部会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 都市基盤整備検討部会
- (2) 自然環境検討部会
- (3) 生活環境検討部会
- (4) 健康福祉検討部会
- (5) 教育文化検討部会
- (6) 産業検討部会
- (7) コミュニティ・市民活動検討部会
- (8) 行財政運営検討部会

4 検討部会に、それぞれ部会長及び副部会長を置き、市長がこれらを指名する。

(検討部会の会議)

第6条 検討部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

3 検討部会の部会員が会議に出席できない場合は、その他の職員であっても出席できるものとする。

4 部会長は、必要と認めるその他の職員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶 務)

第7条 委員会及び検討部会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(任 期)

第8条 専門委員会の委員及び各部会員の任期は、当該総合計画後期基本計画の策定事務の全てが終了したときとする。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、専門委員会で定める。

渋川市庁議 構成員名簿

職 名	職 名
市長	渋川総合病院事務部長
副市長	会計部長
教育長	伊香保総合支所長
渋川総合病院院長	小野上総合支所長
総務部長	子持総合支所長
企画部長	赤城総合支所長
市民部長	北橘総合支所長
保健福祉部長	学校教育部長
農政部長	生涯学習部長
商工観光部長	議会事務局長
建設部長	監査委員事務局長
水道部長	農業委員会事務局長

渋川市総合計画後期基本計画策定専門委員会 委員名簿

◎委員長 ○副委員長

職 名	職 名
◎企画部長	水道部副部長兼下水道課長
○企画部副部長兼企画課長	総合病院事務部副部長兼総務課長
総務部副部長兼秘書広報課長	会計部副部長兼会計課長
総務部副部長兼行政課長	学校教育部副部長兼教育総務課長
企画部副部長兼病院再編統合推進室長	生涯学習課長
市民部副部長兼環境課長	伊香保総合支所副支所長兼経済建設課長
保健福祉部副部長兼健康管理課長	小野上総合支所副支所長兼市民福祉課長
農政部副部長兼土地改良課長	子持総合支所副支所長兼経済建設課長
商工観光部副部長兼商工振興課長	赤城総合支所副支所長兼総務課長
建設部副部長兼土木管理課長	北橘総合支所副支所長兼総務課長

渋川市総合計画後期基本計画検討部会 構成部会員名簿

都市基盤整備検討部会

◎委員長 ○副委員長

職 名	職 名
◎建設部副部長兼土木管理課長	建設部参事兼都市計画課長
○建築住宅課長	建設部参事兼まちづくり課長
○子持総合支所副支所長兼経済建設課長	伊香保総合支所副支所長兼経済建設課長
市民生活課長	小野上総合支所経済建設課長
農林課長	赤城総合支所経済建設課長
農政部副部長兼土地改良課長	北橘総合支所経済建設課長

自然環境検討部会

◎部会長 ○副部会長

職 名	職 名
◎市民部副部長兼環境課長 ○建設部参事兼都市計画課長 ○小野上総合支所副支所長兼市民福祉課長 農林課長 建設部副部長兼土木管理課長	伊香保総合支所市民福祉課長 子持総合支所市民福祉課長 赤城総合支所市民福祉課長 北橋総合支所市民福祉課長

生活環境検討部会

◎部会長 ○副部会長

職 名	職 名
◎総務部副部長兼行政課長 ○水道部参事兼水道課長兼浄水管理センター所長 ○赤城総合支所経済建設課長 市民生活課長 建設部副部長兼土木管理課長 建築住宅課長	建設部参事兼都市計画課長 水道部副部長兼下水道課長 伊香保総合支所副支所長兼経済建設課長 小野上総合支所経済建設課長 子持総合支所副支所長兼経済建設課長 北橋総合支所経済建設課長

健康福祉検討部会

◎部会長 ○副部会長

職 名	職 名
◎社会福祉課長 ○保健福祉部副部長兼健康管理課長 ○赤城総合支所市民福祉課長 企画部副部長兼病院再編統合推進室長 市民部参事兼保険年金課長 こども課長 保健福祉部参事兼高齢福祉課長	地域包括支援センター所長 総合病院事務部副部長兼総務課長 伊香保総合支所市民福祉課長 小野上総合支所副支所長兼市民福祉課長 子持総合支所市民福祉課長 北橋総合支所市民福祉課長

教育文化検討部会

◎部会長 ○副部会長

職 名	職 名
◎学校教育部副部長兼教育総務課長 ○生涯学習課長 ○生涯学習部参事兼中央公民館長 企画部副部長兼企画課長 こども課長 学校教育課長 学校教育部参事兼渋川学校給食共同調理場所長 体育課長 生涯学習部参事兼文化財保護課長	図書館長 伊香保公民館長 小野上公民館長 生涯学習部参事兼子持公民館長 赤城公民館長 生涯学習部参事兼北橋公民館長 生涯学習部参事兼美術館長 生涯学習部参事兼徳富蘆花記念文学館長

産業検討部会

◎部会長 ○副部会長

職 名	職 名
◎商工観光部参事兼観光課長 ○農林課長 ○伊香保総合支所副支所長兼経済建設課長 農政部副部長兼土地改良課長 商工観光部副部長兼商工振興課長 建設部参事兼都市計画課長	農業委員会事務局参事兼副事務局長 小野上総合支所経済建設課長 子持総合支所副支所長兼経済建設課長 赤城総合支所経済建設課長 北橘総合支所経済建設課長

コミュニティ・市民活動検討部会

◎部会長 ○副部会長

職 名	職 名
◎市民生活課長 ○企画部副部長兼企画課長 ○伊香保総合支所市民福祉課長 総務部副部長兼秘書広報課長 社会福祉課長	生涯学習課長 小野上総合支所副支所長兼市民福祉課長 子持総合支所市民福祉課長 赤城総合支所市民福祉課長 北橘総合支所市民福祉課長

行財政運営検討部会

◎部会長 ○副部会長

職 名	職 名
◎総務部参事兼職員課長 ○総務部参事兼財政課長 ○北橘総合支所副支所長兼総務課長 総務部副部長兼秘書広報課長 総務部副部長兼行政課長 契約検査課長 税務課長 総務部参事兼納税課長 企画部副部長兼企画課長	情報統計課長 市民課長 会計部副部長兼会計課長 議会事務局参事兼副事務局長 監査委員事務局参事兼副事務局長 伊香保総合支所参事兼総務課長 小野上総合支所総務課長 子持総合支所参事兼総務課長 赤城総合支所副支所長兼総務課長

渋川市総合開発審議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として渋川市総合開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(目的)

第2条 審議会は、渋川市の総合開発及び総合計画に関し、市長の諮問に応じて調査し、及び審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業委員会の委員
- (2) 商工会議所及び商工会の役員
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前条第2項各号の委員でそれぞれの職又は当該団体との関係を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 委員に欠員を生じたとき新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、委員の互選による会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(顧問及び参与)

第7条 審議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、審議会の推薦により、市長が委嘱する。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、市長が補助職員のなかから命ずる。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画部企画課において行う。

(委任)

第10条 この条例の定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、審議会で定める。

渋川市総合開発審議会委員名簿

※市民意識調査結果報告及び後期基本計画案報告時における委員

◎会長 ○副会長（敬称略）

委員名	所属等	備考
廣田 勝次	渋川市農業委員会	
◎寺島 順一	渋川商工会議所	
田子 文明	しぶかわ商工会	
○松村 貞夫	渋川市自治会連合会	
外丸 康成	渋川青年会議所	任期：平成24年11月20日まで
戸塚 尚	渋川青年会議所	任期：平成24年11月21日から
川島 理	渋川地区医師会	
反町 英孝	連合群馬渋川地域協議会	
高橋 弥生	渋川市くらしの会	
齋藤 忠則	渋川市環境美化推進協議会	
津久井隆昭	渋川市民生委員児童委員協議会	
大澤 歳男	渋川市老人クラブ連合会	
水沢 淳	渋川市体育協会	
小林 雅夫	渋川市文化協会	
大竹真理子	渋川市小中学校PTA連絡協議会	
桑島 保男	渋川地区地域審議会	
高橋 秀樹	伊香保地区地域審議会	
野村 哲男	小野上地区地域審議会	
信澤 明	子持地区地域審議会	
都丸 芳雄	赤城地区地域審議会	
木村 榮一	北橘地区地域審議会	

地域審議会の組織等に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、渋川市地域審議会条例（平成18年渋川市条例第18号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、地域審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の事務)

第2条 審議会は、条例第4条第1項各号に定めるもののほか、次に掲げる事務について市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

(1) 市の基本構想及び基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 当該審議会が、条例第2条各号に定める区域（以下「対象区域」という。）に係る条例の制定改廃、規制地域の指定に関すること。

(3) その他市長が必要と認めること。

2 審議会は、対象区域に係る次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(1) 予算編成の際の事業等に係る要望に関すること。

(2) 公共施設の設置、管理運営等に関すること。

(3) 福祉や環境衛生等の地区住民に直接関わること。

(4) その他必要と認める事項に関すること。

(審議会の委員)

第3条 条例第5条第2項に定める委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 対象区域内の公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募により選任された者

(4) その他市長が必要と認める者

渋川市地域審議会委員名簿

※市民意識調査結果及び後期基本計画案報告時における委員

◎会長 ○副会長（敬称略）

渋川地区	伊香保地区	小野上地区	子持地区	赤城地区	北橘地区
○内山 章	諸田 恒芳	○角田 雅保	○宮下 智満	須田 愛作	都丸 肇
松村 貞夫	木村 幸久	樋田 徳一	高木 勉	須田貴美子	森田 春男
奥泉 始	松本 和子	平方 六郎	亀井 勝男	永井 克男	松井 等
寺島 順一	○眞淵 智子	佐藤 茂	石原 弘	狩野 重雄	青木 正樹
大島 勝昭	大森 隆博	中沢 輝一	島村すみ江	角田 貞夫	飯酒盃二郎
小林 雅夫	櫻井 正	石田 正	生方 武一	須田 豊	田中 力
高野 純一	福田 朋英	野村 克江	山口 雪枝	青木マサエ	塩谷 博
渡辺 紀子	◎高橋 秀樹	岡本 貴雄	齋藤 優矢	津久井隆昭	狩野 義雄
設楽 雅之	小暮 昇	石原佐代子	原澤富美子	大塚 廣末	南雲 泰弘
鳥山サカ江	板橋 浩子	佐藤 孝夫	金子マツエ	石坂 賀子	町田 晴美
外丸 康成	荻原 和政	村上 義幸	井上 元栄	須田とみ子	町田 勝茂
小菅 常美	半田 美樹	飯塚 四郎	埴田 昭三	都丸 俊六	塩谷 幸子
押江貴代美	大澤 歳男	加藤 武雄	須田 孝	茂木えり子	須田 幸子
石井 久之	椎名 芳子	角田 皇	埴田彦一郎	狩野 富雄	今井権一郎
高井 淳	辻 敏夫	佐藤 節子	船曳 甫	狩野 重雄	吉岡 好江
村山 輝吉	橋本 廣子	佐々木義行	阿久澤美和	角田 早苗	◎木村 榮一
板倉 和男	村尾 隆史	◎野村 哲男	◎信澤 明	◎都丸 芳雄	塩谷 勝巳
仙田 一夫	宮本 金男	齊藤 莊吾	青木 忠	○田子 辰男	戸部 龍
◎桑島 保男	富澤 孝明			新井 正喜	○今井 郁男
中澤 速雄					

総合計画後期基本計画策定の経過

期 日	取 り 組 み の 経 過
平成23年8月22日	・ 庁議 後期基本計画策定方針の説明
10月20日	・ 後期基本計画策定説明会 策定方針、スケジュール等
11月15日	・ 第1回検討部会 役割、スケジュール等
平成24年1月31日	・ 第1回策定専門委員会 市民意識調査結果の報告
2月13日	・ 庁議（第1回策定委員会） 市民意識調査結果の報告
2月15日 ～ 23日	・ 第2回検討部会 施策評価一次評価の実施
4月25日	・ 第2回策定専門委員会 施策評価二次評価の実施
5月14日 ～ 25日	・ 地域審議会 市民意識調査結果の報告
5月31日	・ 総合開発審議会 市民意識調査結果の報告
6月26日 ～ 29日	・ 第3回検討部会 後期基本計画素案の策定
7月20日 24日	・ 第3回策定専門委員会 後期基本計画素案の策定
8月6日	・ 庁議（第2回策定委員会） 後期基本計画素案の策定
9月25日	・ 市議会全員協議会 後期基本計画案の報告
10月1日 ～ 11月1日	・ 市民意見公募実施 意見数51件
11月6日 ～ 16日	・ 地域審議会 後期基本計画案の報告
22日	・ 総合開発審議会 後期基本計画案の報告
12月18日	・ 市議会全員協議会 後期基本計画の報告

渋川市総合計画 後期基本計画

(平成 25 年 3 月発行)

発行 渋川市
編集 企画部企画課
〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地
TEL 0279-22-2111
URL <http://www.city.shibukawa.lg.jp>

